

うつくしま行財政改革大綱の取組状況

平成22年6月

目 次

	頁
第 1 基本的考え方	
1 基本目標	1
2 方向性と視点	2
3 計画期間	3
4 進行管理	3
5 取組項目設定の考え方	3
《新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ》	4
第 2 具体的方策	
《うつくしま行財政改革大綱の取組状況》	
県民等との連携・協働	
1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり	
(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築	5
(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	9
(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	11
(4) 成果重視型事業展開	13
(5) 地域に役立つ研究開発の推進	15
(6) 戦略的広報の推進	19
(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進	22
(8) 分権宣言進化プログラムの定着化	24
(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進	26
2 県民参画領域の拡大	
(1) 県民運動の推進	28
(2) ボランティア・NPOとの協働推進	31
(3) 具体の計画策定等への県民参画	34
(4) アウトソーシングの着実な推進	39
(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	41
(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続） 導入の検討	43
(7) 「自治宣言」の検討・提唱	45

市町村との分担・連携

1 連携・協働の推進

- (1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言 4 7
- (2) 市町村と県の業務連携システムの構築 5 0
- (3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 5 2
- (4) 市町村が策定する計画等への支援 5 4

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援

- (1) オーダーメイド権限移譲の実施 5 6
- (2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実 5 9
- (3) 市町村行政支援プランに基づく支援 6 2
- (4) 市町村合併支援プランに基づく支援 6 5

行財政システムの確立

1 これまでの改革成果の発揮

- (1) 健全で柔軟な財政構造の確立 6 7
- (2) 政策評価制度の機能向上 6 9
- (3) F・F型行政組織深化に向けた取組み 7 2
- (4) ITを活用した業務改革の推進 7 4
- (5) 分権型社会を担う人材育成のための研修 7 6
- (6) 県立病院改革の推進 7 8
- (7) 企業局事業の見直し 8 2
- (8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築 8 5
- (9) 県立社会福祉施設の見直し 8 8
- (10) 定員の削減 9 3

2 新たな改革の推進

- (1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり 9 5
- (2) 第三セクターの見直し 9 7

第 1 基本的考え方

1 基本目標

行財政運営のパラダイムシフト（枠組み転換）

—住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立—

真の地方分権を確立していくためには、住民を基本としたあらゆる主体の明確な役割分担と、その役割に基づいた連携・協働により、地域課題を共有しながら地域の在り方を自ら決定していく社会の実現が不可欠です。

こうした「住民が主役であることが実感できる地域社会」を実現するため、「分権宣言進化プログラム(※1)」で提示した新たな5つの機能(※2)を発揮しながら、その基盤となる「分権意識の共有化」をはじめ、「住民の物差し」で成果や現場を重視する組織風土に変革する取組みを進め、行財政運営の枠組みの転換を図っていきます。

※1 分権宣言進化プログラム：正式名「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラム
住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」の実現をシステムとして整備するため、住民や市町村の地域づくりを支援する機能と体制を確立すると同時に、県の組織風土を変革することを目的に策定しました。（平成18年2月6日県行財政改革推進本部決定）

※2 県の新たな5つの機能：広域連携機能、自立支援機能、専門・高度技術機能、情報結節機能

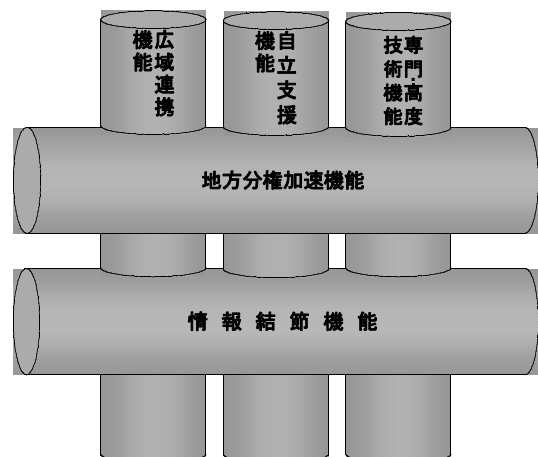
地方分権加速機能

【タテ軸：従来の県の機能の進化】

- ◆広域連携機能：市町村域を超える課題＋県域を超える課題（他の都道府県と連携）の解決
- ◆自立支援機能：市町村の自立の確立を支援する取組み（従来の補完機能の強化）
- ◆専門・高度技術機能：市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度技術分野を担任

【ヨコ軸：真の地方自治を確立する新たな機能】

- ◆情報結節機能：あらゆる情報の結節点としての機能
- ◆地方分権加速機能：地域の実状に応じた制度提案など、地方分権を加速させる機能



2 方向性と視点

県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -

- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり
「住民を基本とする地方自治の実現」に向けて、住民や市町村が抱える様々な地域課題を共有し、その解決に向け柔軟に対応する取組みを推進します。
- 2 県民参画領域の拡大
県民、NPO、NGO、ボランティア、企業、各種団体等との分権意識の共有化を図りながら、それぞれの役割分担に基づく主体的な地域活動の促進や連携・協働の取組みを通じ、県民参画領域の拡大を図ります。

市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -

- 1 連携・協働の推進
分権時代にふさわしい市町村との明確な役割分担の下、連携・協働を図る取組みを推進します。
- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援
住民に最も身近な行政主体である市町村が、これまで以上に地域の実状を踏まえた地域づくりができるよう、市町村の主体的な取組みを支援します。

行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -

- 1 これまでの改革成果の発揮
限られた財政的・人的資源の下、PDCAマネジメントサイクルの確立を通じて、これまで進めてきた抜本的改革の成果を確実なものにします。
- 2 新たな改革の推進
環境変化を踏まえた新たな改革に着手し、簡素で効率的な行財政システムを確立します。

3 計画期間

平成18年度～22年度の5年間とします。

なお、今後の取組状況や行財政運営を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 進行管理

全庁的観点から、効果的かつ確実な実行を確保するため、県行財政改革推進本部において、進行管理します。

「分権宣言進化プログラム」と連動させ 第2 具体的方策 に掲げる取組項目の効果的・効率的な具現化を図ります。

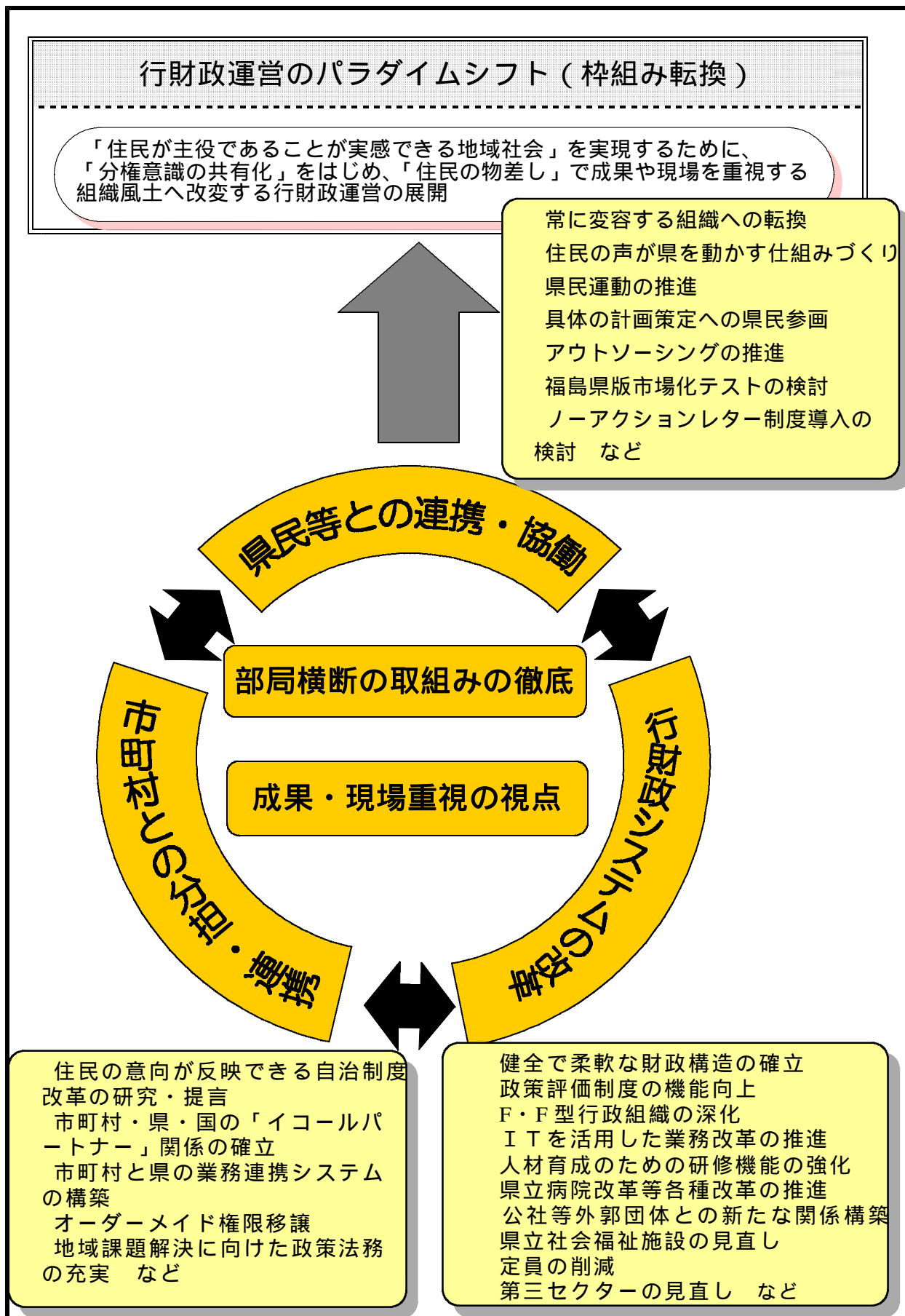
また、毎年、取組状況の自己評価結果を「行財政改革推進委員会」から助言等をいただくとともに、県ホームページ等で広く公表し、県民の方々のご意見をいただきながら、着実に改革を推進します。

5 取組項目設定の考え方

基本目標の達成に向け、「3つの方向性と視点」に資する項目に重点・選別化します。

また、県のみが実行主体となる取組項目については、成果重視の観点から、「何をどれだけ成し遂げるべきか」という成果目標の設定を基本とします。

新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ



推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(1)地域住民の意見が活きる県の体制の構築 (分権宣言進化プログラム実践項目) (分権宣言進化プログラム実践項目)			中心となる領域等		
				各地方振興局、各出先機関 市町村領域、文書管財領域		
取組の内容						
<p>住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる、複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が、迅速かつ柔軟に対応する体制を構築します。 また、地域の実状に即した課題解決・政策実現のため、次により政策法務に係る積極的な取組を行います。</p> <p>《出先機関（各地方振興局ごと）における体制の構築》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域連携室の設置（＝出先機関連携組織） 部局（出先機関）横断的に取り組むべき課題に対応するため、出先機関連携による複合的組織として地方振興局に設置します。 2 地域担当の配置 部局横断的な対応が必要となる提案や要望についての相談窓口として地域担当を配置します。 3 出先機関の機能強化 地域連携室における具体的な取組を通じ、必要性が明確になった権限については、出先機関への更なる権限の委譲を行います。 <p>《本庁における体制整備》</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 地域連携支援プロジェクトチームの設置 各地方振興局地域連携室における取組に対応し、そのバックアップを図るための本庁体制を整備します。 調整窓口：市町村領域 構成：各部局企画担当、関係領域、政策法務担当 <p>《政策法務の強化》</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政策法務体制の整備 (2) 政策実現のための政策法務 <ol style="list-style-type: none"> 1) 独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計 2) 法的限界を見極めたうえでの制度設計（法改正提言、特区提案）法的枠組み 3) 県の行為の法的意味づけ（条例・規則制定の法的根拠） 4) 法令審査、行政訴訟支援 <p>【成果目標】 住民や市町村が抱える地域課題解決の取組を進めるとともに、その取組状況について、毎年度市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域連携室の設置・運営						→
地域連携支援プロジェクトチームの設置・運営						→
地域課題解決に向けた政策法務体制の整備						→
備考						

取組みの状況

平成21年度 of 取組状況及び成果目標に対する効果等

1 地域連携室の運営 【計画どおり実施】

出先機関が連携して地域課題に対応するため、各地方振興局「地域連携室」において、各室員が担当市町村を訪問して部局横断的に地域課題の把握に努め、情報共有を図るとともに、調査、研究等を行いながら地域課題解決に向けた取組を行った。

主な取組状況

地域連携室	事業内容等
県北	県北地域物産振興事業（物産振興に向けた検討、物産展の開催） 県北管内の7市町村との事業検討・企画により、福島県八重洲観光交流館（東京都中央区）において、物産展を開催した。
県中	市町村長等を対象としたトップセミナーの開催（地方分権・道州制について） 東京大学名誉教授大森彌氏を講師に招聘し、「政権交代と地方自治の行方」と題して管内市町村長及び県出先機関長を対象としたセミナーを開催した。
県南	県南地方の広域観光推進調査（施策の方向性等についての調査研究） 観光客や関係者等へアンケート調査を実施し、管内の現状分析をするとともに、広域観光推進のための連携策や情報発信等について調査研究を実施した。
会津	奥会津地域資源活用型振興方策研究会 奥会津五町村（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町）と県出先機関等で設置した研究会を開催し、奥会津における地域資源を活用した自立的な振興方策を研究した。
南会津	南会津観光物産展の開催 管内3町と企画運営し、いわき市小名浜のさんかく倉庫及びコラッセふくしまにおいて、南会津地域PRを目的とした物産販売等を開催した。
相双	地域情報発信力強化事業（ウェブサイトの開設、シンボルマーク等の活用） 総合的な地域情報ウェブサイト「相双ビューロー」を開設するとともに、地域のイメージアップ及び一体感の醸成を図るため、公募により決定したシンボルマークを県機関・各種団体の印刷物等に掲載した。
いわき	アクアマリンパークの利用促進（市民団体との協働によるイベントの実施） 小名浜さんかく倉庫2号棟において、市民団体及び各地方振興局との協働による物産展や市内農産物直売所等による合同フェアを開催し、交流人口の拡大、地産地消の推進及び集落間の連携強化を図った。

2 地域連携支援プロジェクトチームの運営 【計画どおり実施】

本庁においても、地域連携室との情報共有、意見交換や助言など、適時・適切にそのバックアップを図る取組を継続して行った。

協議事項：奥会津資源活用型振興方策について

調整窓口：市町村行政課

構成員：各部局企画担当主幹、政策法務担当 等

成果目標に対する効果

地域連携室（会津）の運営・支援を通じ、奥会津五町村（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町）においては、地域の自主的・主体的な広域連携の取組みが進み、平成22年4月1日、三島町に「奥会津振興センター」を開所するに至った。これに対し、県として当センターに平成22年5月より職員1名を駐在させ支援を行っている。

このような取組に基づき、県では平成22年度から新規施策として、地域の自主的・主体的な地域連携の取組に対する支援策「地域のスクラム応援事業」を実施することとした。

3 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備

(1) 政策法務体制の整備

【計画どおり実施】

4月 政策法務体制の強化のため、課内に政策法務担当を2名配置するとともに、関係各部局政策法務担当職員を選任した。

7月 関係各部局政策法務担当者会議を開催し、政策法務に係る意見交換や検討を行った。

(2) 政策実現のための政策法務

【計画どおり実施】

4月以降 県職員を対象としたウェブマガジン「うつくしま法務茶房」を発刊し、実務上参考となる事例や判例解説等を掲載し、情報の提供を行った。

8月、9月、11月発刊

5月 庁内の法務担当者を集めた法務関係業務説明会を開催し、政策法務について条例化の留意点を示した。

12月 「文書法規事務の手引き」法規編を中心に「法令の基本的考え方」及び「法令用語の解説」を作成した。

通年 担当課の事務執行に係る法解釈等についての助言などの支援を実施した。

成果目標に対する効果

直面する課題に対応する政策条例の新規制定（福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例）及び改正（拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例）において制度設計等の助言を行うとともに、上記取り組みにより、各部局の円滑な政策実現が図られるよう法務面からの支援を積極的に推進した。

今後の取組み

平成22年度取組項目

1 地域連携室の運営

住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、地区担当による市町村訪問等を通じた情報収集を継続するなど、地域連携室の主体的な取り組みを推進する。

また、これまでに抽出した地域課題の解決に向けて、継続的に解決策等を検討するほか、市町村が抱える地域課題とは別に、必要に応じて独自のテーマを設定し、調査、検討を行う。

さらに、22年度より新たに「地方振興局重点施策推進事業」を創設し、地域連携室が核となって総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の地域別重点施策の実現を図る。

2 地域連携支援プロジェクトチームの運営

本庁においても、地域連携室との情報共有、意見交換や助言など、適時・適切にそのバックアップを図る取り組みを継続して行う。

22年度末成果目標

設置の趣旨を踏まえ、地域連携室、地域連携支援プロジェクトチームの運営にあたる。

また、市町村等地域の意見を踏まえ、改善等を図る。

3 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備

(1) 政策法務体制の整備

4月 政策法務体制の強化のため、課内に政策法務担当を2名配置するとともに、関係各部局政策法務担当職員を選任した。

6月以降 引き続き関係各部局政策法務担当者打合せ会議を開催し、政策法務体制の強化のための意見交換や検討を行う。

地域主権推進一括法公布に伴う義務づけ・枠付けの見直し等への対応を支援する。

(2) 政策実現のための政策法務

独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計

通年 政策条例の制定・改廃に関して、政策法務担当が制度設計段階での助言等担当課に対する支援を実施する。

制度設計に係る法的枠組み、県の行為の法的意味づけ

通年 担当課の事務執行に係る法解釈や、制度設計上適法・適格性等についての助言等の支援を実施する。

通年 職員に対する業務説明会や実務講習会を開催するとともに、上記ウェブマガジン「うつくしま法務茶房」の発刊等引き続き政策法務情報の提供を行う。

法令審査、行政訴訟支援

通年 各部の事務事業における法令面での審査を厳正に行うとともに、各部の法的紛争に関し求めに応じて適切な情報提供を行う。

22年度末成果目標

このような取組みを通して、各部局が、政策の検討、実施に際し、法務面で適切に対応できるよう政策法務体制を更に充実させていくとともに、全庁的に政策法務の視点から課題を抽出し解決していくといった意識が定着するよう支援していく。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>住民や市町村が抱える様々な地域課題の解決に向け、年度途中であっても柔軟かつ大胆に対応し、必要に応じて変容し得る機動的な組織運営の仕組みを、検討・導入します。</p> <p>1 柔軟な組織運営 現在導入している担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、検証・改善を行うとともに、その考え方等を発展させ、外部の変化等に素早く対応できる自律した組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>2 成果重視の組織運営 成果重視の期間限定的な取組みや職員が多様な切り口から複数の組織等に所属するマトリックス型の組織運営を基本とするなど、柔軟かつ流動的な組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>【成果目標】 担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、既存の枠組みの検証・改善を重ねながら、より柔軟かつ自律的な運営が可能となる仕組みを検討します。 また、それらに基づき、数テーマについて既存の枠組みを発展させた取組みを進めます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
枠組みの検討・既存システムとの調整		→				
試行・検証・本格実施			試行		実施	→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

1 柔軟な組織運営・成果重視の組織運営

担当理事制の見直し

部局横断的な連携・調整を図るため、平成17年度から導入している担当理事制について、導入から5年目を迎え、概ね部局連携の仕組みが確立され、これら既存の仕組みを活用することにより十分対応が可能であることなどから、以下のとおり見直しを行った。

平成22年度から担当理事制を廃止し、その機能・役割等については各部局長に引き継ぐこととする。

各テーマの取組み等については、既設置のプロジェクトチームや各種会議等の活用、その他必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、部局連携による取組みを行うこととする。

《これまで担当理事制により取り組んできたテーマ》

- ・ 総合的な安全管理
- ・ 子どもに関する施策
- ・ 総合的な水管理
- ・ まちづくり推進
- ・ 過疎・中山間地域の振興
- ・ 福島空港の利活用促進

地域産業の6次化に係る部局間連携

本県の豊かな農林水産資源を生かし、食を中心とした付加価値の高い地域産業の6次化（第1次産業、第2次産業及び第3次産業の相互連携）の戦略案を策定するため、農林水産部と商工労働部を中心に、関係部局による部局横断的な検討会議・ワーキンググループを設置し、短期間かつ集中的に策定作業に当たるなど、部局間連携による柔軟な組織運営に取り組んだ。

部長会議・各種本部会議等への現場意見の反映

県行政の重要課題や部局横断的に推進すべき事項等について、県民に常に接している現場の意見を反映するため、県北地方振興局長等を部長会議・各種本部会議等の構成員に加えた。

【見直しして実施】

成果目標に対する効果

- ・ 課題解決に向けて、より柔軟かつ自律的な組織運営が可能となるよう、担当理事制や現場意見の反映の仕組みなど、既存の枠組みを見直しながら、部局間連携や本庁と出先機関の連携強化を図った。

今後の取組み

平成22年度取組項目

引き続き、既存の枠組みの検証・改善を重ねながら、より柔軟かつ自律的な組織運営が可能となる仕組みを検討する。

22年度末成果目標

効果的な組織運営が可能となるような仕組みについて、引き続き、研究を進める。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域				
取組の内容						
<p>それぞれの職員に寄せられた住民の声や知恵を出発点として、住民の多様な価値観、物事の見方、とらえ方等をネットワークで交差させるデータベースを整備することにより、組織横断的に課題解決を図る仕組みを構築します。</p> <p>データベース「住民の声の交差点（仮称）」の構築 構築の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の部署の情報も交差する視点 ごく小さな問題意識でも交差する視点 職員の接遇などの視点 個人情報保護の観点等からのルールづくり <p>【成果目標】</p> <p>職員が出張等において県民から寄せられた意見を、その都度登録するなどの視点を基本として、平成18年度中にデータベースを構築し、住民の声や知恵を出発点にココに連携する業務運営と意識の醸成を目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
住民の声の交差点の構築		→				
情報の交流		→				→
備考						

取組みの状況

平成 21 年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

データベース「知恵の交差点」の運用開始
H 2 1 . 4 月 ~ 5 月 テーマ案の募集・選定、システムの周知・P R
H 2 1 . 6 月 ~ H 2 2 . 3 月 運用開始

テーマ	募集期間	書込数
商店街の活性化について	6 月 ~ 8 月	1 9
事務改善アイデア募集	8 月 ~ 10 月	5 2
生涯学習の推進について	8 月 ~ 10 月	2 0
道路でめぐる、私のお気に入りの旅	9 月 ~ 10 月	1 2
米の消費拡大策について (米の消費拡大につながる意見の募集)	10 月 ~ 11 月	3 4
スポーツ振興施策について	11 月 ~ 12 月	1 5
文化振興施策について	12 月 ~ 1 月	1 5
耕作放棄地の再生利用につながるアイデアの募集	1 月 ~ 2 月	2 2

- 「事務改善アイデア募集」に係る提案例
- ・ 公用車の効率的な利活用方法
 - ・ 汎用性の高いソフトウェアの活用
 - ・ 内部管理業務の改善
 - ・ 資料送付コストの削減

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

21 年度から本格運用を開始。

今後の取組み

平成 22 年度取組項目

「知恵の交差点」の運営
H 2 2 . 4 月 ~ 5 月 テーマ案の募集・選定、システムの周知・P R
H 2 2 . 6 月 ~ H 2 3 . 3 月 運用開始

- ・ 「健全な水環境の継承」「消費者が行う援農」等のテーマを予定
- ・ その他新しいテーマについても随時募集
- ・ 運営手法は随時見直し

22 年度末成果目標

各部局から幅広くテーマを募集し、システムの周知・P Rを図りながら運営を行い、職員に寄せられた住民の声や知恵を出発点として、一人ひとりが組織の垣根を越えて課題解決を図る風土をつくる。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(4) 成果重視型事業展開 (分権宣言進化プログラム実践項目)			中心となる領域等		
				人事領域、企画調整総務領域		
取組の内容						
<p>地域住民にとって事務・事業の成果がわかりやすい行政システムを確立するため、地域住民等からの意見の反映などによって事務・事業等を磨き上げ、より高い成果があげられるよう、次の取組みを行います。</p> <p>事務・事業の成果をわかりやすく発信 「すべての人にとって安全・安心で利用しやすい」というユニバーサルデザインの考え方を基本として、各部局の各事業について、共通事項の洗い出しや用語の統一、様式の統一等により、わかりやすい情報発信の取組みを進めます。</p> <p>事務・事業モニタリング制度の検討・導入 各事業において個別に対応している「住民の意向反映」の課題の洗い出しを行い、住民による事務・事業のモニタリングが可能となる仕組みを検討し、導入します。</p> <p>【成果目標】 ユニバーサルデザイン推進指針やホームページ作成ガイドライン等に基づくことを前提として、事務事業の成果のわかりやすい発信とその検証・改善に取り組みます。 さらに、地域住民等からの意見反映を可能とするモニタリング制度の平成19年度導入を目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事務事業の成果のわかりやすい発信						→
事務事業のモニタリング制度		検討	導入			→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

事務・事業の成果のわかりやすい発信

外部委員から成る「福島県事業評価委員会」の効率的運営により多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上と県民にわかりやすい事業評価の発信に努めており、平成21年度においては、事業評価表に目標値設定の考え方や補足説明欄を加え、事業の性質上、成果を数値で示せない場合は具体的な事業効果の説明を記載するなど、更なる分かりやすさ、明確化の向上に取り組んだ。

【計画どおり実施】

事務・事業モニタリング制度の検討・導入

事務・事業モニタリング制度を検討するに当たり、既存の住民の意向反映に向けた総合的な取り組みの状況を引き続き確認した。

県ホームページ上に「政策評価のページ」を設け、事業評価の結果について個別事業ごとに公開し、評価対象となった事務事業について県民が随時モニタリングできる体制を整え、県民からの意見・提案を随時受け付けている。

県ホームページ上に「県民提案コーナー」を設け、電子メール、はがき等により随時提案を募集している。寄せられた提案は、それぞれ政策反映の可能性などを検討した上で提案者には2週間以内を目安に回答を行い、内容をホームページ上で公開している。

【優先すべき取組みを先行】

成果目標に対する効果

事業評価については、より分かりやすい発信方法の見直しに取り組んだ。

今後の取組み

平成22年度取組項目

事務・事業の成果のわかりやすい発信

新しい総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」を推進していくため、評価制度を見直し、総合計画の進行管理と評価を一体的に行うこととし、総合計画審議会等の意見を反映させる等、客観性の向上を図りながら、進行管理の結果について県民に分かりやすく示すよう努める。

事務・事業モニタリング制度の検討・導入

住民による、より効果的なモニタリングの仕組みについて、引き続き検討を進める。

22年度末成果目標

引き続き分かりやすい発信を実施しながら、住民がより参画しやすい環境づくりを進めるための仕組みを検討する。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり				
取組項目	(5) 地域に役立つ研究開発の推進	中心となる領域等			
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	各部局、各試験研究機関			
取組の内容					
<p>次の基本的考え方にに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や市町村に対する研究成果発表の機会を広く設定 ・住民や市町村の意向を踏まえた研究内容の検討 などの取組みを通じ試験研究機関における研究を住民や市町村により身近なものとしていきます。 <p>《基本的考え方》</p> <p>試験研究に係る住民理解の促進に向けた研究成果の発信</p> <p>住民の意向を踏まえた研究成果の評価</p> <p>住民や市町村と連携した取組みの拡充による住民に身近な試験研究の実現</p> <p>また、更なる研究レベルの向上と地域貢献を図るため、機動的な研究体制の構築等、試験研究機関のあり方について検討します。</p> <p>【成果目標】</p> <p>市町村・住民から試験研究への要望を収集するとともに、課題の設定及び研究成果について、消費者代表等を加えた評価制度へ移行し、地域に役立つ研究開発を推進します。</p> <p>新たな制度導入とあわせ具体的な成果目標を設定します。</p>					
取組の工程表					
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
試験研究機関の研究成果の発信	検討 ----->	実施			
住民の意向を踏まえた研究成果の評価	検討 ----->	実施			
住民や市町村と連携した取組みの拡充	検討 ----->	実施			
試験研究機関のあり方検討					
備考					

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

商工労働部：ハイテクプラザ

- 1 試験研究機関の研究成果の発信 【計画どおり実施】
- (1) 「研究成果発表会」(延べ4回、375名)
 - ・ パネル展示等のほか職員によるミニセミナー及び技術交流会などを開催
 - (2) 「集まれっ！ハイテクプラザ」(553名)
 - ・ 研究成果の発信のほか、「サイエンス教室」、「公開実験室」の開催や、民間企業の協力による「実演・体験コーナー」等の取組み
 - (3) ホームページの活用
 - ・ ホームページの充実による情報発信の拡大
 - ・ 電子メールを活用した相談対応等による企業サポートを随時実施
 - (4) 「技術相談会」、「事業説明会」等の開催
 - ・ ハイテクプラザ業務説明会(郡山市、福島市、会津若松市、いわき市)
 - ・ 第25回産学官交流のつどい(福島市：265名) / 技術相談会(相馬市、白河市他：345名)
 - ・ 商工交流フェア in にほんまつ(二本松市：700名)
 - ・ 産学官連携フェア&特許ビジネス市(郡山市：102名)
- 2 住民の意向を踏まえた研究成果の評価 【計画どおり実施】
- ・ 大学教授等専門家からなる「研究評価外部アドバイザー」に消費者代表を加え、評価に対する意見を聴取(中間評価1件、事後評価10件)
<主な意見及び活用状況等>
 - ・ 福島県オリジナル吟醸酒の高品質化について、市場での位置付けを重視し、ターゲットとなる消費者を想定して商品性を確認しながら開発を進めるべきという意見を受け、展示会や品評会でのアンケートや市場調査を繰り返し行い、調査結果を商品開発へ反映させていくこととした。
- 3 住民や市町村と連携した取組みの拡充 【計画どおり実施】
- <地域ニーズによる主な研究成果>
- (1) 小型精密部品溶接時の炎の高密度化
 - ・ 企業からの依頼により、小型精密部品の溶接時の炎を高密度化する方法を開発
 - ・ 従来と同じ溶接電流で、溶接部の溶け込み深さを制御し、寸法精度を維持する溶接に成功
 - (2) 桐の抽出液を用いた絹糸の染色について
 - ・ 企業からの依頼により、廃桐材から防虫成分等を抽出する方法を開発
 - ・ 抽出液を絹糸の天然染料として利用できることを確認
 - (3) 天然染料を用いた糸の染色について
 - ・ 企業からの依頼により、糸巻きの状態で染色ムラを無くす方法を開発
 - ・ 天然染料を用いた染め見本帳を作成し、販路開拓を予定
- 4 試験研究機関のあり方の検討 【計画どおり実施】
- ・ 全国公設試験研究機関に対し、試験研究機関における産学官連携のあり方について調査
 - ・ 有識者によるハイテクプラザの運営に関する会議の開催

成果目標に対する効果

技術相談(4,762件)や企業訪問(305社)を積極的に実施し、市町村等から試験研究に対する要望を広く収集した。

また、試験研究評価については、外部有識者に消費生活アドバイザーを加えるとともに、試験研究に対する外部意見の反映を充実させるなど、より効果的な制度のもとで実施した。

農林水産部：

農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場

1 試験研究機関の研究成果の発信 【計画どおり実施】

- (1) 農業総合センターの成果展示室活用による研究成果の発信（来場者数：約 5.4 万人）
 - ・ 常設大型液晶ディスプレイによる農林水産研究成果を紹介
 - ・ 展示パネルや実物による研究成果の展示説明
- (2) 一般県民向けの情報誌「ラウンド農ふくしま」の発行（1,000 部×4 回。7 地方振興局、県立図書館、博物館、美術館、市町村などに配布）
- (3) 各試験研究機関における「参観デー」（対象：一般県民）「研究成果発表会」（対象：農林水産業者等）の開催（参観デー来場者数：約 2.6 万人、研究成果発表会来場者数：468 人）
- (4) 「子どもアグリ科学教室」等のイベントの開催（来場者数 379 人）

2 住民の意向を踏まえた研究成果の評価 【計画どおり実施】

- ・ 大学教授等専門家からなる「研究評価外部アドバイザー」に消費者代表を加え、評価に対する意見を聴取（事前評価 3 件、中間評価 25 件、事後評価 14 件）
<主な意見及び活用状況等>
 - ・ 地域特産食用きのこの栽培技術の開発等について、中山間地域の高齢化を踏まえ、実際に産業として根付くのか考慮しながら研究を進めるべきとの意見を受け、高齢者や小規模なきこの生産者が取り組みやすい技術の開発を行うこととした。

3 住民や市町村と連携した取組みの拡充 【計画どおり実施】

- (1) 地域ニーズによる主な研究成果
 - ・ 水稻新品種「福島 9 号」の育成
「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」に偏重している状況が改善され、多様化している米へのニーズに対応可能となることから、福島県の米産地としての評価が向上
- (2) 地域ニーズによる新たな研究事例
 - ・ アスパラガスにおける野鼠食害対策技術の開発
有望な水田転作作物であるアスパラガスの生産安定化が図られ、水田転作による園芸作物の生産が着実に拡大されるとともに、本県農業の振興に寄与
 - ・ 県内におけるスギノアカネトラカミキリ被害材の現況調査
スギノアカネトラカミキリによる被害情報が先行し、市場評価を下げている会津、南会津産木材の評価の適正化が図られ、林業者の森林整備に対する意欲が向上
- (3) 各参観デーにおけるアンケート調査の実施
 - ・ 一般来場者から試験研究機関への要望をアンケート調査するとともに、前年度の調査結果を会場で公表
- (4) 研究成果の速やかな普及を図るための技術移転セミナーの開催（来場者数：945 人）

4 試験研究機関のあり方検討 【計画どおり実施】

- ・ 有識者による農業総合センターの運営に関する懇談会の開催（2 回）

成果目標に対する効果

試験研究の要望課題を市町村等に照会し、対応方針を照会先へ伝達した。集約した 172 の要望の内、約 45 %については新たに課題化する、又は既存課題の中で取り組むとともに、残りの約 55 %の要望については情報提供をするなどの対応を行った。

また、研究の効率化や活性化に資するため、独法等の外部研究機関や大学、消費者代表からなる外部評価委員に研究内容や進捗状況、成果の内容について評価を受けた。

今後の取組み

平成 2 2 年度取組項目

部局横断的な取組み（地域産業 6 次化推進）

< 主な取組み >

- ・ ハイテクプラザと農業総合センターが連携し、本県の農林水産資源を生かし、食を中心とした付加価値の高い地域産業の創出（6 次化）を推進するため、ハイテクプラザ会津若松技術支援センターを中核とした「県産品加工支援センター」を開設し、食品加工に関する研究や商品開発・技術支援等を実施する。

2 2 年度末成果目標

県産果実の長期保存や冷凍品を使用した加工品の開発に着手し、3 年後をめどに長期保存技術の確立をめざす外、「県産品加工支援センター」の活用促進に向けて、大学や企業等とのネットワークを構築して商品開発、技術支援の相談・支援体制を強化するとともに、食品関係団体・組合等を通じた P R により、ニーズの把握に努め、具体的に支援事例につなげる。

商工労働部：ハイテクプラザ

< 主な取組み >

- ・ 「ハイテクプラザ業務説明会」を開催し、住民や市町村にハイテクプラザの業務を周知し、今後の利用を通じた連携の構築に資する（4 月）
- ・ 各市町村毎に担当職員を配置して地域との連携を深め、市町村や県民の要望を広く収集する。
- ・ 地域における技術課題を随時受け付け、短時間で集中して課題解決にあたる。

2 2 年度末成果目標

企業や住民からの要望を収集する技術相談や企業訪問について、平成 2 1 年度実績を上回る実施を目指すなど、現在の取組み（研究成果の発信、住民等の要望に基づいた研究、外部評価委員による評価）の拡充や検証・改善に取組み、より地域に役立つ研究開発を推進する。

農林水産部：

農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場

< 主な取組み >

- ・ 市町村や県民からの要望を広く聴取するための手法や内容の改善を検討
- ・ 2 1 年度に市町村等から収集した要望等については今後の試験研究等の取組みに活用

2 2 年度末成果目標

- ・ 引き続き市町村等への要望照会、各試験研究機関の「参観デー」におけるアンケート調査、技術移転セミナーの開催等により、県民からの要望を聴取する。特に近年、注目されているバイオマスの利活用や農産物加工の分野を中心的に要望聴取に取り組む。
- ・ 県民から聴取した要望については、（仮称）新たな福島県農林水産業の試験研究推進方針（H22 ~ 26 年度）の策定にあたり参考意見として活用する。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(6) 戦略的広報の推進	中心となる領域等				
		知事公室				
取組の内容						
<p>連携・協働の前提となる情報の共有化を図るため、次により効果的・効率的な広報に取り組みます。</p> <p>部局横断の視点から、広報広聴戦略会議などを活用しながら、広報の内容・時期・媒体等について全庁的な調整を行います。</p> <p>県の重点施策と連動した重点広報分野を設定するとともに、広域的プレスリリース配信サービスなど新たな広報媒体なども活用しながら、国内外に向け効果的・効果的な情報発信に取り組みます。</p> <p>* 広域的プレスリリース配信サービス：通信社が有する国内外メディアへの配信網を活用し、瞬時、同時に広域的な情報提供を行う配信サービス。</p> <p>【成果目標】 平成18年度から、部局横断的な視点からの全庁的調整による広報を展開するとともに、検証・改善の取組みを進めていきます。 また、新たな広報媒体等を活用した情報発信を平成18年度より導入し、県内外はもちろん、国内外のマスコミ等への情報提供件数の17年度比10%増を目指します。 (3,757件 18年2月現在)</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全庁的な調整の実施						→
効果的な情報発信の取組み						→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

1 全庁的な調整の実施

戦略的な広報

県の重点推進分野と連動した広報重点テーマを設定し、各種媒体を通じて重点的な広報活動を行った。【概ね計画どおり実施】

重点分野と主なテーマ（7分野 74件）

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| ・県内産業の振興と就業機会の充実 | ～意欲ある建設業チャレンジ支援事業～ |
| ・観光の振興と県産品の販路拡大、定住・二地域居住の推進 | ～福島空港 国際線就航10周年～ |
| ・過疎・中山間地域の振興と文化やスポーツ等による魅力ある地域づくり | ～文化による地域活性化～ |
| ・安全・安心な仕組みづくり | ～食の安全・安心～ |
| ・地域医療の確保と福祉の充実 | ～院内助産所・助産師外来(周産期医療)～ |
| ・子育てしやすい環境づくりと次代を担う人づくり | ～子育て県民運動～ |
| ・低炭素社会への転換と自然環境の保全 | ～エコ通勤～ |

2 効果的な情報発信の取組み

各種技術の活用

県民に分かりやすい魅力的な情報提供を目的として、閲覧者にとって利便性が向上しデザインが統一されたホームページを作成するため、CMS技術を活用した。

また、知事の定例記者会見の内容を速やかにホームページに掲載し動画配信を行い、迅速かつ効果的に情報提供を行った。（15件）

CMS（Contents Management System の略）

成果目標に対する効果

部局横断的な視点からの全庁的な調整による広報について、予算編成時に広報協議を行うなど効果的に実施した。

また、マスコミ等への情報提供については、積極的かつ効率的な情報発信に努めた。

（㊶ 3,946件 22年3月末現在 / 4,197件 18年3月末現在）

今後の取組み

平成22年度取組項目

1 全庁的な調整の実施

戦略的な広報

平成22年度新たに設置する広報戦略会議において、本年度の広報戦略を策定し、広報活動の統一的なコンセプト等の決定や各部局が実施するイベントのコーディネート等を行うとともに、広報広聴企画会議において確認された平成22年度県政広報基本方針に基づき、県の重点プログラムに位置づけられた各項目について重点的に広報するなど、戦略的、集中的、効果的な広報活動を行う。（重点分野5分野）

重点分野5分野

- ・未来の主人公である子どもたち育成
- ・ふくしまの特性を生かした産業の総合力発揮
- ・地域活性化を導く低炭素社会づくり
- ・にぎわい創出
- ・健康で生きがいに満ち、安全で安心なふくしまづくり推進

2 効果的な情報発信の取組み

各種技術の活用

引き続きCMSの活用により、ホームページ管理の容易性や閲覧者にとっての利便性の向上等を図るとともに、ブログやツイッター、動画共有サイト等のソーシャルテクノロジーを利用した新しい情報発信の手法について検討を進める。

22年度末成果目標

部局横断的な視点からの全庁的調整による広報について効果的に実施するとともに、検証・改善の取組みを進める。

また、国内外のマスコミ等への情報提供件数を17年度比5%増とする。

(22目標 4,407件 / 4,197件 18年3月現在)

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、各部局				
取組の内容						
<p>職員が、NPOやボランティア活動だけでなく地域のお祭りなどの活動に自発的に参加できるよう、様々な面から方策を検討し、「参加しない・参加できない職員」から、「参加する・参加できる県職員」への転換を目指します。</p> <p>また、住民組織と県がお互いの業務・活動を理解し、改善を図っていくために、業務体験を相互に実施するなどの双方向的な交流について検討します。</p> <p>平成17年度より取り組んでいる「ふるさと町村応援隊」について、出先機関との業務連携を検討するなどにより、職員の自主的取組みを促進します。</p> <p>実践内容</p> <p>職員の自主的な地域活動参加促進方策の検討・導入</p> <p>住民組織等との業務体験交流の検討</p> <p>地域づくり応援の取組み（ふるさと町村応援隊）</p> <p>【成果目標】</p> <p>住民の声や知恵を出発点とする業務運営を通して職員の意識改革を醸成し、地域活動参加促進方策等の仕組みを検討・導入し、その結果として地域との関わりを持つ職員職員 約7割（H16年職員アンケート）の拡大を目指します。</p> <p>ふるさと町村応援隊については、その取組みを拡充します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	職員の地域活動参加 仕組みの検討 導入	→				→
	双方向業務体験交流制度 仕組みの検討	→	→	→	→	→
	ふるさと町村応援隊 取組み拡充	→	→	→	→	→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 職員の自主的な地域活動参加の仕組みの検討
職員の自主的な地域参加を促すため、地域の祭り、河川美化など地域活動参加機会の周知を行う等により、職員の活動意識の醸成を図った。
【概ね計画どおり実施】
- 2 双方向業務体験交流制度の仕組みの検討
住民組織への県職員派遣等について検討を行った。
【概ね計画どおり実施】
- 3 地域づくり応援の取り組み拡充（ふるさと町村応援隊）
(1)平成21年度「福島県ふるさと町村応援隊」名簿の更新、関係機関へ名簿の送付
(2)平成20年度における活動実績の調査
ア 応援隊の隊員数
平成21年度：362名（平成20年度：367名）
イ 活動実績
平成20年度の実績は次のとおり。（平成21年度については、今後調査予定）
 - ・各種相談対応 19件
 - ・イベント等のPR活動 87件
 - ・各種アドバイス 18件
 - ・その他 84件【概ね計画どおり実施】

成果目標に対する効果

ふるさと町村応援隊については、人数は横ばいとなっているが、活動実績が増加傾向にあり、意識面からも一定の成果が見られている。

今後の取組み

平成22年度取組項目

- 1 職員の自主的な地域活動参加の仕組みの検討
 - ・ 職員の意識の醸成を図りながら、更なる取組みについて検討。
- 2 双方向業務体験交流制度の仕組みの検討
 - ・ 引き続き制度の仕組みについて検討。
- 3 地域づくり応援の取り組み拡充（ふるさと町村応援隊）
 - ・ これまでの取組み成果を踏まえ、ふるさと町村応援隊の更なる活用方法について検討。
 - ・ 「福島県ふるさと町村応援隊」のPRを行い、隊員の増加を目指す。

22年度末成果目標

- ・ 職員の地域参加促進に向けた仕組みの検討。
- ・ ふるさと町村応援隊での取組等を踏まえた、地域課題に向き合う職員の意識醸成。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(8) 分権宣言進化プログラムの定着化 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		市町村領域、人事領域 各地方振興局 県民環境総務領域、知事直轄				
取組の内容						
<p>分権宣言進化プログラムの定着化を図るため、次により取り組みます。</p> <p>1 住民、市町村、県連携による「分権を育てる講座」の実施 地方分権とは何か、どのような分権を目指していくべきか、住民はどのように自治に関わっていくかなど、プログラムの目指すものについて、座学ではなく議論を中心とした講座を住民や市町村と連携して開催し、地域に根ざした地方分権の確立を目指します。 NPO やボランティア団体、市町村などが開催するイベントや会議等、様々な機会をとらえて議論の場として議論の場として活用させていただくなど、柔軟に検討。</p> <p>2 職員を対象とした講座の開催 上記の取組みに先行させて、職員を対象とした講座を開催し、職員の分権意識の醸成を図ります。</p> <p>3 分権広報活動の実施 県内に広く分権意識が浸透されるよう、行政から発信するという単方向の広報ではなく、『双方向、かつ、発信自体も住民組織やボランティアが担う』など、機能的・能動的な分権広報活動を展開します。</p> <p>【成果目標】 分権宣言進化プログラムの目指すものや地域連携室の取組みについて、住民、市町村、県職員の理解を深めるため、平成18年度においては各地方振興局単位に講座を開催するとともに、19年度以降、検証・改善による取組みを積み重ねていく。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
分権を育てる講座 情報収集・仕組み構築 講座の実施		→				→
職員を対象とした講座						→
分権広報活動の実施						→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 分権を育てる講座 【計画どおり実施】
 - ・ 24回実施
 - 地域密着型地方自治制度研究会議、権限移譲に関する市町村説明機会等を活用

- 2 職員を対象とした講座 【計画どおり実施】
 - ・ 4回実施
 - 庁内各種会議、自治研修センター講座、権限移譲に関する市町村説明機会等を活用

- 3 分権広報活動の実施 【計画どおり実施】
 - ・ 地域密着型地方自治制度研究会議における市町村支援のあり方や事務の共同処理などの自治体間の連携手法等に関する検討結果、更には、義務付けの見直しなど具体事例を盛り込んだ地域主権改革に関する動向について取りまとめの上、ホームページで公開。
 - ・ 「道州制のホームページ」の管理運営（住民からの意見募集含む）。

成果目標に対する効果

- ・ 第二期地方分権改革・地域主権改革の動向や道州制に関する各種情報を提供することに加え、オーダーメイド権限移譲など県独自の取組みを通して、広く地方分権の理解促進に努めた。

今後の取組み

平成22年度取組項目

- 1 分権を育てる講座、職員を対象とした講座
政府が進める「地域主権改革」の動向を注視しながら随時開催

- 2 分権広報活動の実施
より県民に分かり易い手法等を検討のうえ実施

22年度末成果目標

平成22年度は、政府の地域主権改革が本格化し、夏までに、義務付けの追加見直し、市町村への権限移譲（法令改正による）、一括交付金制度の創設（ひも付き補助金の廃止）、国の出先機関の廃止等に関する方策が示され、翌年の通常国会への法案提出が予定されている。

これらの見直しに伴い、拡大した自由裁量を活かした本県独自の基準設定及び条例化、市町村への事務移管等を要することから、国の動向等について、広く県民や市町村と共有することに努めながら、引き続き住民目線による地方分権の浸透、確立のための取組みを重点的に進めていく。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、企画調整総務領域 地域づくり領域				
取組の内容						
<p>地方分権を進める観点、制度改革を進める観点から、広域的に解決すべき課題を整理し、他の都道府県との総合的な連携・調整を部局横断的に行う具体的な戦略としての広域連携総合推進戦略を策定し、推進します。</p>						
<p>【成果目標】 平成18年度において、既存の広域連携の取組みの検証や広域的課題の抽出を行い、基本的考え方を取りまとめます。そのうえで、関係各県とも調整を図りながら総合的な連携・調整の戦略を策定し、個別テーマごと取り組みを推進します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
基本的考え方・戦略策定		→				
戦略			-----→			
戦略				-----→		
備考						

取組みの状況

平成 21 年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 広域連携・広域自治体のあり方の検討

平成 18 年度の全庁調査で把握した県における広域連携の類型別取組状況（特定戦略型、共同研究型、情報共有・実務研修型、防災協定、合同取締等実施型、総合型）をフォローアップするとともに、隣接県との具体的検討の場として、北関東磐越五県知事会議の構成県と広域連携や広域自治体のあり方に関する考え方や取組みなどについて情報・意見交換を行った。（7/24：宇都宮市、1/29：前橋市）。

2 広域連携の具体例

<北関東磐越五県知事会議（福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県）> 総合型

県境を越えた広域的な行政課題への対応や真の分権型社会の実現に向けた広域的な連携の強化、環状の高速道路網を活用した新たな取組みの検討を目的に平成 16 年度から開催。平成 21 年度の主な取組みは以下のとおり。

- ・「高速自動車国道の整備促進について」「地方空港の振興について」要望
- ・子育て家庭への支援サービスの共同実施（21.11.1 から優待サービス事業（本県のファミタカード）の連携開始）
- ・身体障がい者等駐車スペース利用証交付共同実施（21.8.3 から共同事業を開始）

<東北観光推進機構> 特定戦略型

東北観光の知名度向上と国内外からの観光客の誘致を促進し、観光産業の振興と東北経済の発展に寄与するため設立された。組織概要、平成 21 年度の主な取組みは以下のとおり。

- ・設立：平成 19 年 6 月 7 日（事務局は東北経済連合会内）
- ・構成：東北 6 県 + 新潟県 + 仙台市（各県市より職員 1 名派遣）
- ・主な取組み：東北の観光情報の発信・提供、東北広域観光モデルルートの開発
首都圏・中京圏・関西圏での東北観光プロモーション活動
中国広州市・大連・台湾・香港・シンガポール・シドニーでの東北観光プロモーション活動 等

【概ね計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・現状での各取組みにおいては概ね効果的な広域連携が図られている。
- ・隣接県との情報・意見交換の場において総合的連携・調整戦略の策定につながる情報収集及び議論を深めることができた。
- ・遠隔地域や海外からの誘客において、広域連携のメリットを活かした取組みが図られた。

今後の取組み

平成 22 年度取組項目

1 基本的考え方・戦略策定

先進県の取組状況の情報収集を行うとともに、国の出先機関見直しの議論の動向も注視しながら、分権型社会の実現に向けた広域連携について検討していく。

22 年度末成果目標

更なる検討と隣接県との情報・意見交換の実施。

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(1) 県民運動の推進	中心となる領域等				
		県民環境総務領域				
取組の内容						
<p>県民活動の一層の推進に向け、次の取組みを行います。</p> <p>1 第 期県民運動の推進 第 期県民運動（平成 14 ～ 18 年度）については、全体計画に基づき県民運動推進会議の構成団体や地域づくりサポート事業取組組織等との連携を強化しながら県民活動への支援等を実施します。</p> <p>第 期県民運動全体計画に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進委員会による県民運動の推進 ・ 県民運動推進拠点「オフィスうつくしま」の継続設置・運営 ・ 県民活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> 情報収集・提供、活動助言 顔の見えるネットワークづくりの推進 <p>2 第 期県民運動全体計画の策定・推進 これまでの取組みを分析・総括のうえ、大量退職時代の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、第 期県民運動（平成 19 年度～）の全体計画を策定し、推進します。</p> <p>【成果目標】</p> <p>フィールドワーカー等活動件数 年間 500 件 （平成18年度まで） 県民運動活動者数 年間 5,000 人 （平成18年度まで） 第 期全体計画の策定を踏まえ、平成 19 年度以降の具体的な成果目標を設定します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	第 期県民運動の推進	→				
	第 期県民運動全体計画の策定	→				
	第 期県民運動の推進					→
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動応援人「フィールドワーカー」：県民が活動している現場（フィールド）に出向き、アクティブに情報収集や提供を行い、活動をコーディネートする専従スタッフ ・ 県民運動活動者：「美しいふくしま」をつくるために主体的に活動する人 					

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 新たな県民運動の推進

(1) 各種事業による推進

県民運動推進大会の開催・知事感謝状の贈呈

平成20年4月に設立された「新“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議」を推進母体として、県民運動推進大会の開催、組織力を生かした広報などにより、県民運動の理念・内容等の周知に努めた。また、「県民運動知事感謝状」を新たに創設し、県民運動の重点テーマである「地域コミュニティの再生」、「子育てしやすい環境づくり」、「環境問題への対応」に関する課題に取り組み、地域社会の発展に尽くした個人(4名)・団体(14団体)に贈呈した。 【計画どおり実施】

「住民による新たな県民運動円卓会議」の開催

県内7方部に円卓会議支援スタッフを配置するとともに、地域コミュニティ活動支援アドバイザーをふくしま県民活動支援センターに配置し、「住民による新たな県民運動円卓会議」の設立・運営等を支援した。その結果、県内各地で、二本松市岩代町小浜地区地域づくり懇談会など、地域活性化・防犯・環境保全などをテーマとした20の円卓会議が新たに開催された。 【計画どおり実施】

(主な円卓会議)

	方部	団体名	テーマ	参加者
1	県北	二本松市岩代町小浜地区地域づくり懇談会	地域資源や伝統野菜を活用した地域づくり	地域住民、二本松市、県北地方振興局、県北建設事務所
2	県中	三春に訪れるお客さんのおもてなしをみんなで考える会	住民による三春町の観光振興・おもてなし	地域住民(三春町観光ボランティアガイドの会)ほか
3	県南	甲子道路の活用を考える会	甲子道路の有効活用による地域づくり	地区住民
4	いわき	相子島子ども見守り隊	相子島子ども見守り隊の活動の充実	地区住民(区長、行政区役員)

「コミュニティ100選」の選定

地域コミュニティの維持・振興等のために自主的に取り組む住民団体等の先導的な活動を行う団体を選定する「コミュニティ100選」を創設し、慶河苑町内会など、56団体に登録証を交付した。また、HPなどを通じて、それぞれの団体の活動を広く情報発信することにより、県民の地域コミュニティ活動への理解と参加を促進した。【計画どおり実施】

(登録証の主な交付団体)

	方部	団体名	団体の概要
1	県北	慶河苑町内会	福島市内内地区の町内会。町内での孤独死発生等を受け、平成20年に町内会と老人クラブが合体し、「町内会高齢部」を設置し、連絡員を配置するとともに一人暮らしの高齢者宅への訪問等の支援活動を実施している。
2	県中	郡山水と緑の案内人の会	郡山の歴史と自然を学び、観光客に「郡山」をPRするため、H19年からボランティアガイド活動を開始。
		特定非営利活動法人	会津地域の大学教員、事業者、市民により平成6年

3	会津	環境保全会議あいづ	に設立。小中学校での出前講座や環境副読本を作成し、小中学校への無償配付等の環境教育活動を展開。
4	相双	ごみとくらしを考える市民の会	南相馬市原町区を活動拠点として、「ごみ減量とリサイクル」に取り組む住民有志が平成6年に設立。住民、企業、行政等と連携しながら、資源循環型社会の構築に向けた環境活動を実践。

成果目標に対する効果

「住民による新たな県民運動円卓会議」については、昨年度を大きく上回る県内20箇所
で新たに構築することができ、県民運動の推進につながった。

- ・ 「住民による新たな県民運動円卓会議」の構築数 27箇所(累計)

今後の取組み

平成22年度取組項目

1 新たな県民運動の更なる推進

県民運動推進大会の開催、県民運動知事感謝状の贈呈、「住民による新たな県民運動円卓会議」構築支援事業、「コミュニティ100選」事業、HPの活用などにより、県民の地域コミュニティ活動への理解と参加を促しながら、運動の更なる進展を図る。

22年度末成果目標

「住民による新たな県民運動円卓会議」構築数 60箇所(累計)

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大						
取組項目	(2) ボランティア・NPOとの協働推進			中心となる領域等			
				県民環境総務領域 生活福祉領域			
取組の内容							
<p>ボランティア・NPO とのより一層の連携・協働の推進に向け、次の取組みを行います。</p> <p>1 「協働推進アクションプログラム(仮称)」の策定・実行 骨子(案)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 NPOとの意見交換・協議の場づくり NPOが活動を通して発見したニーズを施策や事業の企画立案に生かすため、NPOと担当部局が意見交換、協議を行う場を整備 2 庁内協働推進体制の整備 NPOからの提言・提案を施策立案段階に生かすため、NPOからの提案を受ける窓口やNPOと行政との橋渡しをする協働推進担当の配置などを検討 3 協働事業の評価システムの構築 協働事業のプロセスや成果などについて、NPO、行政双方が評価できるよう、協働事業評価システムを構築 4 職員及びNPOの意識改革の促進 NPO・行政の双方が協働について相互理解と共通認識に立って、協働に取り組んでいくための研修を充実 <p>2 「活動拠点整備の支援」(市町村ボランティアセンターの整備) 設置を希望する市町村に対し、地域住民がボランティア活動をする上で核となる市町村ボランティアセンターの整備を支援します。 平成17年度末設置見込み数 46</p>							
【成果目標】							
1 連携・協働事業数を平成22年度までに110件にするとともに、連携・協働するNPO数を増やすなど、NPO活動のすそ野を広げる取組みを目指します。							
取組の工程表							
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
協働推進アクションプログラム(仮称)の検討・策定		検討・策定				→	
NPOとの意見交換・協議の場の整備		実施				→	
庁内協働推進体制のあり方検討・推進			実施			→	
協働事業の評価システムの検討・推進				実施		→	
職員及びNPO双方の意識啓発						→	
設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援						→	
備考	連携・協働事業数 年度別目標値						
	H16	H17(見込)	H18	H19	H20	H21	H22
	85	82	90	98	104	107	110

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 「協働推進アクションプログラム」の実行

(1) NPOとの意見交換・協議の場づくり

ふくしま県民活動支援センターの「協働ワークショップ」等を活用し、NPOと県が意見交換・協議を行った。【計画どおり実施】

- ・ 平成22年3月18日 郡山市 NPOと県との協働を検討・協議する会議
県内14のNPO法人、ふくしま県民活動支援センターが参加し、NPOの協働事例発表、意見交換等を行った。

(2) 庁内協働推進体制の推進

協働推進主任等会議を活用し、ふくしま県民活動支援センターの事業と連携しながら、NPOと県との協働を推進した。【計画どおり実施】

- ・ 平成21年6月1日 協働推進主任等会議の開催
(議題)・平成20年度NPO・協働関係事業実績及び「ふくしま協働推進アクションプログラム」の進行状況等について
 - ・ 平成21年度NPO・協働関係事業について
 - ・ NPO・ボランティアとの協働に関する調査について

(3) 職員及びNPO双方の意識啓発

ふくしま県民活動支援センターにおいて、NPO法人との意見交換会を行うとともに、地域を越えた団体間のネットワーク構築の推進に向けた会議を実施した。また、県内4方で協働推進市町村担当者会議を開催した。【計画どおり実施】

(意見交換会)

- ・ 平成21年8月10日 ふくしま県民活動支援センター・農村振興課・文化振興課と耕作放棄地再利用緊急対策にかかる勉強会を開催

(ネットワーク構築の推進に向けた会議)

- ・ 平成21年12月19日 ふくしま県民活動支援センターにおいて、「子育て」をテーマとした会議を開催

(市町村担当者会議)

- ・ 平成21年12月21日 県北方部
- ・ 平成21年12月22日 県中・県南方部
- ・ 平成21年12月 3日 会津・南会津方部
- ・ 平成21年12月18日 相双・いわき方部

成果目標に対する効果

目標値を上回るNPOとの協働事業を実施し、地域づくりを推進した。

- ・ 平成21年度NPOとの連携・協働事業数 実績 121件
平成21年度目標値 107件

2 設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援

設置希望市町村及び未設置市町村に対し、会議等の機会を捉えて、ボランティアセンター整備の重要性について情報提供等を行い、ボランティア活動の促進に向けた環境づくりを推進した。

また、既存の市町村ボランティアセンターについては、国の「地域福祉等推進特別支援事業」

を活用しながら、機能充実を支援した。

【概ね計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・ ボランティアセンター設置市町村数：51市町村
- ・ 地域福祉等推進特別支援事業：活用市町村数3

今後の取組み

平成22年度取組項目

1 「協働推進アクションプログラム」の実行

アクションプログラムの内容を踏まえ、NPOと行政との協働推進についての全庁的な共通認識の浸透と今後の協働による地域づくりの推進を図っていく。

(1) NPOとの意見交換・協議の場づくり

ふくしま県民活動支援センターの「協働ワークショップ」等において、NPO法人と事業担当課が自由に意見交換・協議を行う場を設定し、今後の協働推進施策等の参考としていく。

- ・ 随時開催予定

(2) 庁内協働推進体制の推進

協働推進主任等会議を活用し、ふくしま県民活動支援センターの事業と連携しながら、NPOと県との協働を推進する。

- ・ 平成22年6月 協働推進主任等会議(予定)

(3) 職員及びNPO双方の意識啓発

様々な機会を捉えて、職員の協働に関する意識の醸成を図る。また、協働推進市町村担当者会議の開催やNPOと行政が協働を共に学び、共に理解するセミナーの開催等により、NPOと行政のパートナーシップの構築を推進する。

- ・ 平成22年秋 協働推進市町村担当者会議(予定)

(4) その他

- ・ 協働関係をレベルアップさせていくために、協働評価システムの構築について検討する。

22年度末成果目標

- ・ NPOやボランティアと県との協働事業数 110事業

2 設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援

市町村ボランティアセンターが未設置の市町村に対しては、当該機能の有効性について啓発活動を行い、既に設置している市町村に対しては、機能充実の促進を働きかけるとともに、県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図る。

22年度末成果目標

- ・ ボランティアセンター設置市町村数の増
- ・ 地域福祉等推進特別支援事業の活用促進

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(3) 具体の計画策定等への県民参画 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、各部局 各地方振興局				
取組の内容						
<p>「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」など、今後新たな計画等を住民と連携・協働して策定していく際に、各地域の地域連携室との連携・協力のもと、企画段階からの住民参画を実践する仕組みを構築することにより、県民意見を反映した事業の推進に取り組みます。</p>						
<p>【成果目標】 「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」の策定等において住民等の意見を反映をさせる取組みを進めるとともに、その取組状況について、市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計画策定への県民参画の推進						→
備考						

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

当該取組項目の対象となる県民参画とは、各部局が平成18年度以降、策定している計画等のうち、従来からの手法であるパブリック・コメントや審議会等の取組みを超える県民参画の手法を用いて策定される計画 【計画どおり実施】

企画調整部

「総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』」策定への県民参画の推進

「ふくしまの未来を考える」地域懇談会の開催
新しい総合計画について検討を進めるに当たり、県民の計画策定に関する理解を求めるとともに、出された意見を計画へ反映させるために、7地域において意見交換を実施（参加人数：60人）

<計画への反映例>

- ・ 子育てに関する取組みについて、「女性の就労支援等をするにしても、子どもたちが寂しい思いをしないような視点からの施策が必要である」という意見を踏まえ、子育てをする大人への視点だけでなく、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する視点を加えた。
- ・ 国内観光の推進に関する取組みについて、「福島には良い観光地が個々にあるので、滞在型観光を進めているが、もっと広域的なネットワークが必要である」との意見を踏まえ、県内各地域の観光資源の連携の視点を加えた。

「総合的水管理」に基づく取組みにおける県民参画の推進

モデル流域計画に基づく取組みにおける県民の参画
「うつくしま『水との共生』プラン（平成18年7月策定）」のモデルとして取り組んできた「夏井川流域行動計画（平成20年3月策定）」に基づき、連携した取組みをさらに推進するため、県は流域の県民等で構成される「夏井川流域の会」の運営や実践活動を支援

<夏井川流域の会との協働による取組状況>

- ・ 水質一斉調査（参加人数：約30人）
- ・ 水との旅（参加人数：約30人）
カヌーやボートでの川下りを実施
- ・ 夏井川サイクリング（参加人数：約20人）
- ・ 川ばた会議（参加人数：約100人）（2回開催）
流域内で活動する団体の事例発表、意見交換、専門家による講演及び現地視察等を実施

生活環境部

「環境基本計画（第三次）」策定への県民参画の推進

「福島を環境を考える」意見交換会の開催
環境審議会委員が多様な立場の県民と意見交換を行い、出された意見を計画に反映させるために、3方部において意見交換を実施（参加人数：15名（各会場5名））

県政世論調査「環境について」の実施

対象：満15歳以上の男女1,300人（有効回収数862）

< 調査結果概要 >

- ・ 13年度に実施した同様の調査と比較して、関心がある環境問題については、地球環境問題が4割から6割に、自然環境問題が2割から4割に伸びる一方、ごみ問題は、4割から2割に、ダイオキシン類、環境ホルモンなどの化学物質問題は3割から半減した。
- ・ 環境保全のために実行している活動については、エコドライブや環境にやさしい買い物の実行率は過半数に達しなかったほか、率先して地域や職場で環境保全活動を実施している人は2割に満たなかった。

< 計画への反映例 >

- ・ レジ袋の無料配布中止、エコオフィス活動の推進、地産地消の促進、公共交通機関の利用等による低炭素社会への転換
- ・ エコツーリズム等による自然体験活動の促進、良好な景観の保全、生活排水による水質汚濁の未然防止対策等の実施による自然と共生する社会の形成
- ・ 小学生からの体験も含めた環境教育の実施による学習基盤の充実、地域の人的資源の育成等による環境教育・学習の推進 等

「ふくしま男女共同参画プラン」策定への県民参画の推進

住民意識調査の実施

対象：20歳以上の男女2,000人（有効回収数941）

< 調査結果概要 >

- ・ 固定的な性別役割分担意識が、県民意識の中に根強く残っており、特に家庭や地域に多く存在する「習慣・しきたり」において男女の平等感が低い。
- ・ 女性の就業継続や子育てに関する支援策を求める声が前回（平成16年）と比べ増加している。

方部別意見交換会の開催

浜通り、中通り及び会津方部で、意見交換会を開催（参加人数：64人）

< 計画への反映例 >

- ・ 家庭・地域における男女共同参画の実践拡大を重点的取組みとし、実践的活動拠点である男女共生センターにおける取組みを充実するとともに、家庭や地域に密接な関係を持つ市町村の男女共同参画に関する取組みを支援することとした。
- ・ 職場における男女平等の実現や育児・介護にかかる社会的支援の拡大などに取り組むこととし、「仕事と生活の調和を図るための環境の整備」を、新たに基本目標として掲げた。

農林水産部

「福島県農林水産業振興計画 いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」策定への県民参画の推進

県政世論調査「福島県の農業・農村の振興について」の実施

対象：満15歳以上の男女1,300人（有効回収数846）

< 調査結果概要 >

- ・ 農山漁村を身近に感じている県民や、農山漁村で暮らすことに誇りを持っている県民が多い。
- ・ 耕作放棄地の活用方法としては、「地域内外の協力のもと、新たな作物の栽培による地域特産品づくり」の回答割合が最も高い一方、農業生産以外の活用に対する県民意識も高い。

< 計画への反映 >

- ・ 調査結果を踏まえ、「多様な人が集う、いきいきとした活力ある農山漁村」、「県民の暮らしを支え、持続的に発展する農林水産業」、「県民の期待に応え、安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業」、「美しい自然環境を次世代に引き継ぐ、環境と共生する農林水産業」を4つのめざす姿として計画に掲げた。

土木部

「ふくしまの新しい県土づくりプラン」策定への県民参画の推進

アドバイザー会議の開催

計画策定に当たり、より県民の視点に立った県民に分かりやすい夢を抱けるプランとするため、各分野並びに各域の代表として7名の委員を委嘱し、意見や提案を受けた。(会議2回、中間意見聴取1回)

生活圏域別地域懇談会の開催

各地域の有識者等から「地域別計画編」を中心に意見や提案を受けた。

(7方部の参加人数：約50名)

< 計画への反映例 >

- ・ 住まいづくりにおける地域活性化となる施策の検討が必要との提案に対し、空き家等の情報提供・改修に関する支援を行う施策や、県産木材など地域の資源を生かした良質な住まいづくりを促す施策を計画に追加し、平成22年度の重点事業に位置付けた。
- ・ 自然環境に配慮した社会資本の整備に関して計画に盛り込むべきとの意見に対し、動植物・生態系に配慮した項目を追加した。
- ・ 中学生でも分かるようにすべきとの意見に対し、写真に説明を加えたり、専門的な用語には注釈を加えるなど、プランをより分かりやすくする工夫をした。

教育委員会

「第6次福島県総合教育計画」策定への県民参画の推進

県民アンケートの実施

対象：満15歳以上の男女2,000人(有効回収数1,052)

< アンケート結果概要 >

- ・ 児童生徒の学力について、身につけている(34%)に対して、身につけていない(37%)と感じている県民がやや多い。
- ・ 今後、重要になると思う施策については、「暴力行為やいじめ、不登校などの問題に適切に対応し、安心して学ぶことができる体制を整備する。」が最も多く、次いで「児童生徒に学ぶ意欲や学習習慣を身に付けさせる。」「児童生徒に知識や技能などの学力を身に付けさせる。」「耐震化の推進など、安全で安心できる学校施設の整備を推進する。」も多かった。

「ふくしま教育フォーラム」の開催

「明日のふくしまの教育を考える」をテーマとして、生徒、保護者及び社会教育関係者の代表者(8名)による意見発表と教育委員との意見交換を実施

< 計画への反映 >

- ・ アンケート結果及び教育フォーラムでの意見を教育委員会及び第6次福島県総合教育計画策定に関する懇談会に報告するとともに、それを踏まえて審議し、計画に反映させた。

成果目標に対する効果

各種計画の特徴に応じて、様々な県民参画の手法を活用し、住民等の意見を反映させる取組みを進めることができた。

今後の取組み

平成 2 2 年度取組項目

「都市計画区域マスタープラン」や「第 9 次福島県職業能力開発計画」などの策定に際し、地域懇談会やアンケート調査など、様々な手法を活用しながら、各種計画等策定の過程における県民参画を推進する。

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(4) アウトソーシングの着実な推進 (分権宣言進化プログラム実践項目)			中心となる領域等		
				人事領域		
取組の内容						
<p>次により、アウトソーシングの着実な推進を図ります。</p> <p>1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み 平成 18 年度までを集中取組期間とする実行計画を着実に推進するとともに、環境変化や進捗状況等を踏まえ見直しを行います。</p> <p>2 住民提案型アウトソーシングの実施 事業実施コストの比較を可能とする事務事業の総ざらいを実施するとともに、アウトソーシングを進めるべき業務を住民の提案又は公募によって行う「住民提案型アウトソーシング」を実施します。</p> <p>住民提案の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実状に応じた住民の主体性の発揮が期待できる提案 ・ 業務の質を高める提案 ・ コスト削減につながる提案 ・ 業務の効率化につながる提案 ・ その他、提案された手法や仕組みから高い効果が期待できるもの <p>【成果目標】 アウトソーシング推進実行計画に基づく推進状況を検証し、平成 18 年度中に、コスト削減目標や推進内容の修正等を盛り込んだ実行計画として改訂し、取組みを推進します。 また、住民提案型アウトソーシングの実施により、住民の発想に基づく業務運営手法の確立を目指します</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実行計画への取組み・見直し		推進・見直し	推 進			
		→				
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

実行計画への取組み

- 1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み 【計画どおり実施】
 - (1) 定型的業務
「庶務業務」について、庶務システム稼働に伴う業務集約化に向け、平成21年12月から労働者派遣制度を活用（詳細は - 1 - (4) ITを活用した業務改革の推進参照）
 - (2) 現業的業務
 - ・ 外部委託、嘱託化等により正規職員を削減（削減数22名）
 - ・ 「公用車運転業務」について、平成20年度に策定した公用車運転手集中管理基本方針に基づき、平成21年度から公用車運転手の集中管理を実施するとともに、課題等を調査
 - 集中化の対象
 - ・ 県庁舎及び各地方振興局が所在する合同庁舎内
 - ・ 合同庁舎から近接する公所（平均的所要時間15分程度（約10km程度））については、集中化を検討
 - 今後の課題
 - ・ 稼働率の向上、運転手間の稼働平準化
 - ・ 「電話交換業務」の一部について、平成22年度から労働者派遣制度を活用
 - ・ 「荷役業務」について、平成22年度から使用許可を受けた民間港湾運送事業者による運営へ全面的に移行
 - ・ 総合療育センターの「調理給食業務」について、平成22年度から外部委託を完全実施
- 2 住民提案型アウトソーシングの実施 【休止、継続検討中】
 - ・ 平成19年度に実施した「分権広報活動事業」、「NPOと行政の協働推進事業」の効果検証結果を踏まえ、実施について引き続き検討を行った。
 - 検証結果
民間の発想を取り入れることができたが、以下の課題がある。
 - ・ 公募者数が少ない
 - ・ 必ずしも経費削減に結びつかない
 - ・ 県と受託者の役割分担が不明瞭になりがち

成果目標に対する効果

- ・ 庶務業務の集約化に当たり、計画どおり労働者派遣制度の活用を開始することができた。
 - ・ 計画どおり平成21年度から公用車運転手の集中管理を実施することができた。
- 集中化対象公所の運転手数
20年度：93名 21年度：63名
22年度：59名 再任用、嘱託を含む

今後の取組み

平成22年度取組項目

実行計画への取組み

- 1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み
実行計画（平成20年3月一部追補）に基づいて推進する。
- 2 住民提案型アウトソーシングの実施
引き続き検討（平成20年度以降は事業休止扱い）

平成22年度未成果目標

実行計画（平成20年3月一部追補）に基づき、定型的、現業的業務等について外部委託等を着実に推進する。
住民提案型アウトソーシングについては、引き続き検討を行う。

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）に係る仕組みの検討</p> <p>「公共サービス効率化法（仮称）」（通称：市場化テスト法）の導入の状況を見極めながら、次により「福島県版市場化テスト」のあり方及び導入について検討します。</p> <p>検討の項目</p> <p>導入の意義（県民参画領域の拡大、公共サービスのコストと質の改善）</p> <p>国等における運用状況の検証</p> <p>導入する場合の課題と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の作成 ・対象となる公共サービスの選定 ・コスト情報等の公開 ・職員の処遇 など <p>実施体制</p> <p>実施プロセスに係る透明性、中立性及び公平性確保のための第三者機関の設置 など</p> <p style="text-align: right;">など</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
導入に係る検討 国等における運用状況検証			→			
試行・検証・本格実施						→
備考						

取組みの状況

平成 2 1 年度取組状況及び成果目標に対する効果等

導入における検討、国等における運用状況検証

平成 2 0 年 3 月に策定した対応方針に基づき、先進事例の研究・情報収集を進めた。
なお、本県では制度導入について、以下の点から現在の民間委託を確実に進めていった方が効果が高いと考え、当面は導入しないこととしたものである。

- ・ 官民競争入札は実績が上がっておらず、民間競争入札ならば従来の民間委託との相違が明確でなく、民間事業者のノウハウを活用するならば他にも指定管理者制度等の手法がある。
- ・ 行政が直接担うべきか、委託可能かについて、多くのコストをかける必要性が感じられない。
- ・ 委託可能ならば、第三者委員会の設置、条例制定などの手続を経由せずに、競争入札により委託すればよい。

《検討の結果（アウトソーシング推進実行計画（平成 2 0 年 3 月追補））》

次の状況を踏まえ、当面導入はしないこととするが、引き続き研究・情報収集を進める。

国の省庁では未実施を含めて 5 0 程度、自治体では北海道、東京都、愛知県等で数事例みられるのみであり、必ずしも浸透しているとは言えず、むしろ、本県としては現在のアウトソーシングを確実に進めたほうが効果が高いとみられること。

本県は、7 つの生活圈ごと地域性・経済性も異なるため、同じ業務であっても、ある地域は民間、ある地域は県直営とまばらになることが容易に想定され、県としての説明責任や効率性の確保に疑問があること。

平成 1 9 年度に試行した住民提案型アウトソーシングは、方向性として市場化テスト的な展開も視野に入れられる可能性があるため、この実施結果の検証及び発展の方向性の検討を優先させるべきこと。

【当面導入せず】

今後の取組み

平成 2 2 年度取組項目

導入における検討、国等における運用状況検証

引き続き国等における運用状況の検証を行うなど、研究・情報収集を進める。

平成 2 2 年度末成果目標

国等における運用状況等の研究・情報収集

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）導入の検討	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>県民・企業等が新たな取組みを行う際に、その活動が法令等の適用対象となるかどうかを、事前に確認することができるよう、ノーアクションレター制度の導入について検討します。</p> <p>検討の項目 先進事例、運用状況の調査</p> <p>本県への導入の適否</p> <p>仕組み構築・対象法令の洗い出し等（制度導入の場合）</p> <p>【成果目標】 制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
制度導入の検討（先進事例の調査等）		→				
試行・検証・本格実施						→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

国及び先進県における運用状況等の情報収集

平成20年度に本県での導入はしばらく見合わせるとの一定の結論を得たが、引き続き先進県等の運営状況等の情報の収集を行った。

《調査及び検討結果》

- ・ 平成14年もしくは16年に導入している北海道、青森県、福岡県の3道県についていずれも本年度まで実績がなかった。
- ・ 当該制度がなくても、一般的な相談業務で対応できていることが想定される。
- ・ 一方、国の実績を確認しても、本県各課が通常業務として行っている範囲内の内容である。

成果目標に対する効果

当該年度においても先進県での事例がないことを確認した。

【計画どおり実施】

今後の取組み

平成22年度取組項目

情報の収集

本県での制度導入については当面見合わせることにするが、引き続き情報収集を行っていく。

22年度末成果目標

国及び先進県における運用状況等の情報収集

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(7) 「自治宣言」の検討・提唱	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域、市町村領域				
取組の内容						
<p>住民が主役であること、市町村が優先すること、住民、市町村、県が協議、連携していくことなど、県を運営する上での基本的な事項について、住民・市町村・県が協働して「自治宣言」として策定することを検討します。</p>						
<p>【成果目標】 策定の検討にあたっては、地域を担っている市町村、住民、NPOを始めとする各種団体等、あらゆる主体との議論を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自治宣言の調査・検討		→ (策定する場合詳細計画を策定)				
備考						

取組みの状況

平成 21 年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

「自治宣言」の調査・検討
「地域密着型地方自治制度研究会議」における議論や先行事例を参考としながら「自治宣言」の調査・検討を継続。

【計画どおり実施】

今後の取組み

平成 22 年度取組項目

「自治宣言」の調査・検討
県レベルの自治基本条例に係る先行事例の策定過程や条例施行後の状況（ ）を確認するとともに、「地域密着型地方自治制度研究会議」をはじめとする自治・分権関係事業における議論を踏まえながら、調査・検討を継続。

平成 21 年 3 月、神奈川県において都道府県レベルでは全国初となる「神奈川県自治基本条例」が策定された。21 年度においては、同条例に掲げる「県民参加の機会の確保」、「県民投票制度のあり方」、「市町村の県政参加」等について、新たな試行、具体化に向けた検討が行われている。

22 年度末成果目標

県レベルでの「自治宣言」策定の意義も含め、その可能性について引き続き検討する。

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域、市町村領域、各地方振興局				
取組の内容						
<p>既存の枠組みにとらわれない、より地域の実状を踏まえた自治体運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議（仮称）」を設置し、共同研究を行い、住民のニーズや意見が反映された提言をとりまとめます。</p> <p>なお、地域の実状及び住民や市町村の活動が、よりの確に反映されるよう、各地域の地域連携室と密接な連携のもと取組みを進めます。</p> <p>展開例</p> <p>地方自治法や個別法で画一的に定められている、執行機関制度などの各種制度について、市町村の規模や住民活動の実状等を踏まえ、制度改正等の提言を実施</p> <p>住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等についての研究及び改正提言</p> <p>県版特区の検討 など</p> <p>【成果目標】</p> <p>平成 18 年度前半に市町村との連携のもと、地域密着型自治制度研究会議を設置します。</p> <p>研究会議における議論を通じ、毎年度提言をとりまとめ、県において対応すべき事項については、その対応状況を公表するとともに、国に対しては、制度改正や過剰関与撤廃等の働きかけを行います。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研究会議の設置・運営						→
制度提案						→
備考						

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

「地域密着型地方自治制度研究会議」の運営

【計画どおり実施】

- ・市町村の地方分権担当部課長、県総務部次長、行政経営課長、市町村行政課長、地方振興局地域連携室副室長等で構成する研究会議を継続して開催。
- ・21年度は、「市町村における行政課題と連携・支援のあり方」をテーマに、市町村が抱える具体的な行政課題などを取り入れ、課題解決に向けた連携や県の支援方策について検討。
- ・新たな取組みとして、本会議の他に「分科会」を設置することで、検討機会を増やすとともに、具体例などを取り入れながら少人数の実務担当者等による、より踏み込んだ検討を行った。

<開催実績等>

第8回会議（8月）

- ・これまでの研究結果を振り返りながら21年度の研究テーマについて議論するとともに、テーマ案として提示された市町村における行政課題等に関する情報・意見交換を行った。
- ・道州制議論の動向について情報提供。

分科会（11月・1月）

- ・市町村の規模や地理的環境等によって、直面する行政課題やその対応方策が異なることから、構成メンバーを2つに分けた分科会を設置。それぞれの視点で議論を深めた。

分科会	構成	テーマ
第1分科会	主に「市」を中心	広域連携が必要な行政課題と効果的な連携の仕組みについて
第2分科会	「町村」	類似の町村間における連携、県の技術的・専門的な支援について

市町村アンケート等の実施（12～1月）

- ・第1分科会の検討の参考とするため、全市町村に対し事務の共同処理や連携等に関する現状や課題、今後在り方等に関するアンケートを実施。
- ・第2分科会では、県職員の短期派遣等に関する意見が寄せられたことから、会議構成市町村に対し県の支援方策に関する照会を実施。回答結果を踏まえ県関係課を交えた対応方策を検討。

第9回会議（2月）

- ・2つの分科会での検討結果を報告。県内市町村の実態等について確認。
- ・社会情勢の変化や地方分権の進展等により多様化する地域実情に応じ、より柔軟な連携方策と制度面での検討が一層必要になるとの認識を深めた。
- ・政府の地域主権改革の動向等について情報提供と意見交換を実施。

成果目標に対する効果

- ・研究会議や分科会での議論、アンケート結果を通じ、市町村が直面する直近の行政課題を把握。
- ・行政課題への対応方策も含め、市町村規模などによる実態の多様性を確認。
- ・地域実情に応じた、より柔軟な連携や支援に関する制度設計の下地になる議論の展開。
- ・地方分権・道州制に関する動向等についての情報共有。

今後の取組み

平成 22 年度取組項目

「地域密着型地方自治制度研究会議」の運営

- ・ 政府が進める地域主権改革の動向を十分考慮しながら 2 回程度開催。
- ・ 分科会の設置等については、21 年度 of 取組みの結果を踏まえ密着会議の中で検討。

< 想定テーマ >

- ・ 義務付け等の見直し（拡大する地方の自由裁量の現実的な活用方策と可能性の検討）
- ・ 市町村への権限移譲（法定移譲事務と併せて任意で移譲すべき事務の検討）
- ・ 国・地方の役割分担（国の出先機関見直しに連動して役割分担や連携方策等を検討）
- ・ 地方自治体間の連携方策（平成 21 年度の検討結果を踏まえ更に議論を深める）

テーマの選定は研究会議の中で改めて検討。

必要に応じ外部講師による助言を求める。

22 年度末成果目標

- ・ 国の動きを確認しつつ、地域から発想する自治制度について引き続き継続して議論を深め、構想をしていく。
- ・ ある程度熟したテーマについては取りまとめのうえ、地方六団体等の関係機関に働きかける。

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(2)市町村と県の業務連携システムの構築 (分権宣言進化プログラム実践項目)			中心となる領域等		
				人事領域、市町村領域、 地域づくり領域、各地方振興局		
取組の内容						
<p>市町村と県の業務連携に向け、次により取り組みます。</p> <p>1 専門的な業務支援システムの構築 専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベース（仮称：専門機能データベース）を構築するとともに、現場主義の観点から市町村との協働による課題解決に向け、組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援のしくみについて検討します。</p> <p>2 市町村と県の業務の共同処理システムの検討 市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村相互、或いは市町村と県の業務の共同処理のあり方について検討します。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>平成 18 年度において、専門機能データベース及び市町村と県の業務共同処理システムの検討・構築を行います。 構築後は、その運用状況を検証することにより、その改善を図ります。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
専門機能データベース 構築 運用		→				
						→
市町村と県の共同処理 仕組みの検討・構築 導入・実施		→				
						→
備考						

取組みの状況

平成 21 年度 の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 専門的な業務支援システムの構築 【概ね計画どおり実施】

県及び県内市町村財政を取り巻く厳しい環境を考慮し、各省庁及び国の外郭団体等が実施する助成事業の中から、市町村等が活用可能な情報を取りまとめたデータベースを全庁的な連携により構築。全市町村に文書通知するとともにホームページ公開により情報提供した。

さらに、各地方振興局地域連携室を相談窓口として位置づけ、データベースを共有した県の各部局（出先機関を含む）との連携の上で、市町村からの個別相談に対応した。

情報区分	情報数	内容等
助成事業総合サイト情報	28	対象団体や事業分類、県担当課の情報を盛り込んだ一覧表
個別助成事業情報 国の外郭団体等が実施する助成事業 国助成事業で直接市町村等に交付される事業 県経由の国助成事業のうち利用促進すべき事業	138	助成対象の団体や事業、HPアドレス、助成額、助成率、募集時期、活用事例、県担当課及び連絡先等

成果目標に対する効果

県の人的資源・情報資源を活用したデータベースの構築と市町村支援の実施

2 市町村と県の業務の共同処理 【計画どおり実施】

市町村と県の業務連携を行うにあたっての県の基本的な考え方である「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」(H19.3)に基づき、市町村から協議を受ける体制を整備済。

成果目標に対する効果

県として市町村からの具体的な業務連携の協議を受ける体制を継続

今後の取組み

平成 22 年度取組項目

1 専門的な業務支援システムの構築

市町村向けの助成事業に関するデータベースの継続的運営に取り組む。

オーダーメイド権限移譲における推奨事務を中心に、事務権限の概要や必要となる専門機能、県担当課等の情報を盛り込んだデータベースの構築を図る。

22年度末成果目標

市町村助成事業情報の運営による市町村支援

権限移譲関係データベースの構築

2 市町村と県の業務の共同処理

県の基本的考え方に基づき、市町村と県の業務連携（共同処理・受託）に取り組む。

22年度末成果目標

市町村からの業務連携に係る協議に対し迅速に対応

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、市町村領域				
取組の内容						
<p>市町村と県、県と国の関係において、過剰な関与や必要以上の権限保持・規制等をなくすための取組みを推進します。</p> <p>また、イコール・パートナーの考えに基づいたフラットな連携関係の確立を目指し、問題事例を収集するとともに、問題事例についてはその対応策を部局横断的に検討し、具体的な改善に結びつけます。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>問題事例の収集を行います。</p> <p>問題事例のうち県において対応すべき事例については、その対応状況を公表します。</p> <p>また、国において対応すべき事例については、その改正要望等通じて問題認識の共有化と改善を図ります。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
問題事例の収集						→
改善の実践						→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

義務付け見直しへの対応

【分権改革の動向を踏まえ対応】

法令による義務付けの見直しに関する地方分権改革推進委員会の勧告（H21.10）を受け、具体的な法改正の動き（「地方分権改革推進計画」の閣議決定（H21.12）、「地域主権推進一括法案」の国会提出（H22.3）など）が本格化したことから、以下の取り組みを行った。

（1）庁内周知、影響等調査の実施（12～3月）

庁内各部に対し、義務付けの見直しに関する周知徹底を図るとともに本県独自基準の策定に向けた準備を進めるよう促した。また、具体的なメリットや影響等についての把握に努めた。

< 義務付けの見直し（対象121条項）のうち、基準設定等が条例に委任される主な事例 >

- ・ 公営住宅の入居基準（入居者の月収15.8万円以下、高齢者等以外は同居親族が必要など）
 - ・ 道路の構造基準（歩道の幅は2m以上など）
- 施設の有効活用・政策的活用、地域の実情を踏まえた整備が可能に

（2）市町村への情報提供、問題意識の把握（2月）

地域密着型地方自治制度研究会において、市町村と関連情報の共有を図りつつ、意見交換等を通じて市町村における問題意識の把握に努めた。

過剰関与等問題事例の把握・検討（2月）

【計画どおり実施】

各部局が問題視している直近の支障事例に関する調査を実施。本県特有の事例、県民に分かり易い事例の把握や対応方策の検討に努めた。

成果目標に対する効果

- ・ 義務付けの見直しへ向けた分権改革の動向に応じて、過剰関与に関する職員への意識付けや県内市町村との情報共有を図ることができた。

今後の取組み

平成22年度取組項目

義務付け見直しへの具体的対応、過剰関与の把握と職員の意識改革を図る取組み

- ・ H22年通常国会での地域主権推進一括法の制定（対象121条項）のほかにも、更なる義務付けの見直し（追加分）を盛り込んだ新たな一括法案が来年通常国会に提出される見込みであり、これらに対応した独自基準の策定等に取り組む。
- ・ 過剰関与に関する具体的事例の把握及び解消に向けた検討を継続的に進める。

22年度末成果目標

- ・ 拡大する自由裁量を最大限活かした本県独自基準の策定（条例化）等
- ・ 過剰関与の把握と問題解決に向けた検討（継続）

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(4) 市町村が策定する計画等への支援	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域				
取組の内容						
<p>市町村に対して策定が求められる各種計画等について、施策目的を実現するための手段としての必要性を市町村の立場に立って判断する手法を検討します。</p> <p>また、策定が必要な計画等については、円滑な策定が図られるよう支援します。</p> <p>併せて国からの文書に関し、個別に県としての考え方を整理し市町村等へ周知する等の取組みを徹底します。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>各担当領域において、市町村に策定が求められる各種計画について、計画の有効性や代替性などの評価項目に基づき必要性を検討したうえで、策定が必要な計画等について、円滑な策定が図られるよう支援することなどにより、市町村の負担軽減を図ることを目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
仕組みの検討・実践		検討	実践			
		→				
備考						

取組みの状況

平成 2 1 年度 of 取組状況及び成果目標に対する効果等

市町村が策定する計画等への支援の検討 【概ね計画どおり実施】
広域連携の在り方に関連して 1 2 ~ 1 月にかけて実施した市町村へのアンケート結果、更には県や市町村職員を対象として過去に実施した自治・分権に関するアンケート結果等を参考としながら、市町村による計画策定を義務付ける法令の是非も踏まえ、県の支援のあり方等について引き続き検討を行った。

地方自治法に基づく市町村基本構想（長期計画）の策定義務については、同法の改正により廃止される見込み。

成果目標に対する効果

市町村支援のあり方検討の際に参考となる情報等の把握に努めた。

今後の取組み

平成 2 2 年度取組項目

市町村が策定する計画等への支援の検討
市町村との各種会議や説明会の機会等を活用し、計画策定を義務付ける法令見直しの実質的効果等についての検討を加えながら、市町村が計画策定を行う際の県の支援のあり方等について、引き続き議論を進める。

2 2 年度末成果目標

県の支援に関する市町村ニーズの把握と支援策に関する継続的検討。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(1) オーダーメイド権限移譲の実施 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、市町村領域 財務領域、各部局				
取組の内容						
<p>県側から移譲可能業務のリストを提供しながら、 市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲する 市町村が移譲を求める権限を選択できるようにする など 市町村の実状に応じた柔軟な権限移譲を行います。 なお、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実を図ることにより、市町村の円滑な事務遂行を支援します。</p> <p>取組みの内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移譲可能業務リストの作成 県の提示する移譲可能権限へ市町村意見を反映することにより、移譲可能業務リストを作成します。(平成18年度) 2 サポート体制のあり方の検討 財源措置(うつくしま権限移譲交付金)のみならず、短期的な人的支援等のサポート体制のあり方について検討します。 3 事務処理特例条例の一本化 市町村への権限移譲の状況の一覧性を確保するため、現在業務ごと個別に定められている事務処理特例条例の一本化を図ります。 <p>【成果目標】 法令及び条例に基づく県の権限数約4,900について、移譲可能業務リスト(たたき台)を提示します。たたき台について、市町村との意見交換を通じ、意見の反映をしたうえで、平成18年10月を目途に県としての移譲可能業務リスト提示し、このリストに基づき、平成19年度よりオーダーメイド権限移譲を実施します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	サポート体制のあり方検討・実施	検討 →	実施			→
	事務処理特例条例の一本化	→				
	オーダーメイド権限移譲の実施					→
備考						

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

オーダーメイド権限移譲の実施

【計画どおり推進】

1 市町村への説明、個別協議等の実施

県内市町村を個別訪問し、オーダーメイド権限移譲に関するPRを行うとともに移譲可否の検討を働きかけたほか、移譲を希望した市町村と県担当課室による具体的な協議を行った。

2 権限移譲の実現

市町村との協議が整った4法令30事務権限について、12月議会及び2月議会に関係条例を提案、いずれも平成22年度からの移譲が実現した。

《H22.4.1付移譲事務の概要》

法律名	事務数	主な移譲事務の内容	移譲先
農地法	21	農地転用の許可(2ha以下)	郡山市
租税特別措置法	2	農地の所有権移転等に関する税務署長への通知	郡山市
母子保健法	3	低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導	白河市、南会津町
公有地拡大法	4	土地を譲渡しようとする場合の届出の受理	二本松市、白河市、伊達市、南会津町

《これまでの移譲実績》

移譲時期	法律数 (うち新規)	事務数 (うち新規)	市町村数
H21.4.1	3	15	15()
H22.4.1	4 (2)	30 (23)	8()
計	7	45	23()
計(実数)	5	38	18

一つの市町村が複数の法律に係る事務の移譲を受けている場合は、市町村数は延べ数でカウント。

3 移譲可能事務リストの更新

都道府県から市町村への権限移譲を勧告した地方分権改革推進委員会「第1次勧告」や他都道府県における移譲実績等を参考として、新たに30法令(うち新規は19法令)181事務を移譲可能事務リストに追加。リスト更新により市町村の選択の幅を広めた上で、全市町村に対し、改めて移譲希望事務の選択を照会した(H22.4.1付)。

《移譲可能リスト(H22.4.1現在)》

法律数	事務数
107	1,323

4 推奨事務リストの作成

市町村における移譲希望事務の検討や選択の参考とするため、移譲可能事務リストの更新と併せて、同リストの中から、市町村本来事務との一体的処理等により処理時間短縮や住民の利便性向上などが特に期待できる事務、既に県内市町村への移譲実績のある事務を中心に17法令51事務を抽出。推奨事務リストとして市町村に提示した(H22.4.1付)。

《主な推奨事務》

農地転用許可(2ha以下) 未熟児の訪問指導、都市計画区域の開発許可、砂利採取計画認可、有料老人ホームの設置届の受理、火葬場への立入検査 など

成果目標に対する効果

4 法令 30 事務の移譲が実現し、より住民に身近な市町村による行政運営が可能となった。移譲可能事務リストの見直しや推奨事務リストの作成により、市町村における選択の幅を広げ、検討作業を容易にする等の支援を行い更なる移譲実現に向けた環境整備を図ることができた。

今後の取組み

平成 22 年度取組項目

オーダーメイド権限移譲の実施

- 4 月～ 6 月：全市町村に対し移譲希望事務の選択を依頼（文書照会）
本庁関係各課室・地方振興局における各種会議等における P R を実施
- 7 月以降：移譲希望事務の選択をした市町村に対する説明及び具体的協議
- 12 月以降：関係条例の提案（市町村との協議が整った事務権限から順次）

22 年度末成果目標

各種会議等を活用した P R に努めながら、引き続き市町村の意向を尊重した権限移譲を推進していく。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(2)地域課題解決に向けた政策法務の充実	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	市町村領域、文書管財領域				
取組の内容						
<p>市町村における課題解決のため、各地域の地域連携室を通じた支援を行うとともに、市町村との意見交流の場を設けます。</p> <p>具体的な内容</p> <p>1 市町村に対する支援</p> <p>(1) 市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について地域連携室を通じ支援</p> <p>(2) 課題解決に向けた法的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員の資質向上(職員研修等)を通じた間接的支援 ・ 市町村との政策法務に関する意見・情報交換 <p>(参考)</p> <p>県の取組み(再掲 - 1 - (1))</p> <p>地域課題解決に向けた政策法務体制の整備</p>						
【成果目標】						
役割分担の明確化を図りながら、県の専門機能の発揮により、市町村の課題解決に向けた取り組みを支援します。						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援						→
備考						

取組みの状況

平成 21 年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援

市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について地域連携室を通じ支援。地域連携室地域担当の市町村への訪問活動等を通じ、情報収集及び市町村課題の把握に努め、必要に応じ助言を行った。

(1) 課題解決に向けた法的支援

県職員の資質向上（職員研修等）を通じた間接的な支援

間接的な支援の一つとして、

通年 県職員を対象とした、実務上参考となる事例や判例解説等を掲載したウェブマガジン「うつくしま法務茶房」を発刊し、政策法務情報の提供を行った。 8月、9月、11月発刊

【計画どおり実施】

市町村との政策法務に関する意見・情報交換、研修

6月以降 各地方振興局地域連携室が主催して意見・情報等交換会、研修会を開催し、管内市町村や文書法務課が参加。 延べ6回開催

【計画どおり実施】

地域連携室	政策法務に関する意見・情報交換会の開催
県 中	地域連携サロン（テーマ：政策法務概論）の開催を受けて、管内各市町村の法務担当者による情報交換会を定例議会1ヶ月前を目途に開催し、各種法律に基づく条例等の制定・改正に関する情報交換を行っている。（3回開催）
県 南	法務担当者のネットワークづくりを求める管内市町村からの希望を踏まえ平成18年度から県南地方市町村法務担当者情報交換会を開催している。（2回開催）
会 津	管内各市町村の法務担当者の政策形成能力向上のため、平成20年6月に議会基本条例の策定に携わった会津若松市議会事務局職員を招き講演会を開催した際、地方分権に関する状況について情報提供を行った。

(2) その他、市町村法務に対する支援

市町村法務に対する県の支援として市町村の条例（案）等に関して、地域連携室と協力して内容整理に係る助言等を行った。（助言等の件数：5件）

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

地域連携室の設置、運営及び地域担当の訪問活動等により、住民や市町村に身近な出先機関が、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題に対し、主体となって対応する取組みを進め、他の研修等とあいまって、県職員の法務能力の向上に資することとなった。

参加した市町村職員には、意見・情報交換の場の設定や政策法務への取組みの重要性の認識が高まり、一部の連携室管内では、平成19年度から引き続き情報交換会が市町村の持ち回りで開催される試みがなされた。また、この情報交換会が、市町村と県相互の法務能力向上に資する交流の場ともなった。

今後の取組み

平成22年度取組項目

1 市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援

地域連携室の主体的な取組みを通じ、各地域の実状を踏まえた市町村に対する支援を継続する。

(1) 課題解決に向けた法的支援

通年 県職員を対象としたウェブマガジン「うつくしま法務茶房」による政策法務情報の提供を行う。

6月以降 政策法務に係る情報交換会等へ地域連携室職員の参加を促す。

(2) 市町村法務に対する支援

通年 市町村の求めに応じ、各地域連携室を窓口として、市町村の条例の制定改廃への助言など適切な支援を行う。

22年度未成果目標

地域連携室設置の趣旨を踏まえ、地域主権推進一括法への対応を含めた市町村の課題解決に向けた取組みを支援する。

文書法務課としても、上記取組みを通して職員の政策法務に関する意識を高めるとともに、法務面での情報共有等地域での広域的な連携を促進し、市町村職員の更なる法務能力の向上に寄与することにより、地域課題解決の取組みを支援する。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(3) 市町村行政支援プランに基づく支援	中心となる領域等				
		市町村領域				
取組の内容						
<p>市町村が自立した行政主体として、その力を十分発揮できるよう「市町村と県の連携に関する審議会」の意見等を踏まえ、市町村行政支援プランの拡充を図るとともに、次の取組みを行います。</p> <p>支援に係る連携体制の確立（再掲 - 1 - (1)） 市町村経営や地域課題に迅速に対応するため、地方振興局に地域連携室を設置し課題解決に向けて出先機関が横断的に取り組むとともに、本庁においても地域連携支援プロジェクトチームを設置し、部局横断的に支援します。</p> <p>人的支援 市町村が、多様化・高度化する行政需要に応えられるよう、職務能力の向上を図るため、引き続き要請に応じた人事交流や実務研修の受け入れ等を実施します。</p> <p>行政体制整備のための支援 市町村の円滑な業務体制を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村相互の事務の共同処理における調整 ・県と市町村の事務の共同処理 ・事務の受託 等 <p>の制度化等について検討します。</p> <p>【成果目標】 県内の市町村が自立した行政運営を行っていけるよう、市町村における行政体制の効率化、行財政基盤の強化に向けた取組みを支援します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	人的支援					→
	行政体制整備のための支援					→
備考						

取組みの状況

平成 21 年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 支援に係る連携体制の確立（再掲 -1-(1)）
 - ・ 出先機関が連携して地域課題に対応する体制を構築するため、「地域連携室」を各地方振興局に設置、取組みを推進した。
 - ・ 地域連携室の取組みを本庁においてバックアップするための体制として「地域連携支援プロジェクトチーム」を平成 18 年 4 月に設置、地域連携室における情報を共有し、連携しながら地域課題の解決にあたっている。【計画どおり実施】
- 2 人的支援
市町村の要請に応じて、相互人事交流及び実務研修の受入を実施した。
 - ・ 相互人事交流 11 市町村 12 名
 - ・ 実務研修受入 9 市町村 9 名また、市町村の徴収力向上のため下記の支援を実施した。
 - ・ 地方税法第 48 条に基づく徴取引継（直接徴収） 49 市町村 10 名
 - ・ 徴収職員人事交流 1 町 1 名
 - ・ 短期徴税実務研修制度（県税部での半年以内の短期研修制度） 5 市町村 5 名さらに、個人住民税を中心とした市町村税徴収対策の一環として、会津地区に「会津地域地方税滞納整理機構（22.2.22）」を設置するなど、平成 22 年度から相互併任による徴収強化を図ることとした。【計画どおり実施】
- 3 行政体制整備のための支援
市町村と県の業務連携を行うにあたっての県の基本的な考え方を「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」（平成 19 年 3 月）としてとりまとめている。【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 地域連携室及び地域連携支援プロジェクトチームを設置、運営することにより、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が主体となって対応する取組みを進めた。
- 2 人事交流、実務研修を通じて各市町村職員の職務能力の向上が図られ、市町村の行政基盤の強化につながった。
- 3 業務連携を検討する際の考え方、手続等を定めたことにより、県として市町村からの具体的な業務連携の協議を受ける体制が整った。

今後の取組み

平成 22 年度取組項目

- 1 支援に係る連携体制の確立（再掲 -1-(1)）
住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、地区担当による市町村訪問等を通じた情報収集を継続するなど、地域連携室の主体的な取組みを推進する。
本庁においてもその情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続する。

2 人的支援

引き続き、市町村の要請に応じて、相互人事交流、実務研修受入や直接徴収を実施する。

また、「会津地域地方税滞納整理機構」の運営など相互併任により、県と市町村が協働して単独市町村では困難な滞納整理に取り組み、徴収率及び徴収技術の更なる向上を図る。

参加市町村数 13

3 行政体制整備のための支援

平成18年度とりまとめの基本的考え方に基づき、市町村と県の業務連携（共同処理・受託）に取り組む。

22年度末成果目標

- 1 設置の趣旨を踏まえ、地域連携室、地域連携支援プロジェクトチームの運営にあたる。
また、市町村等地域の意見を踏まえ、改善を図る。
- 2 相互人事交流や実務研修の実施により、引き続き、市町村職員の職務能力の向上を図る。
- 3 市町村からの業務連携に係る協議に対して、県として、迅速な検討を行う。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(4) 市町村合併支援プランに基づく支援	中心となる領域等				
		市町村領域				
取組の内容						
<p>「市町村合併支援プラン」に基づき、次の取組みを行います。</p> <p>1 合併協議に対する支援 合併協議会の要請に応じて、委員、顧問、アドバイザーとして参画するとともに、協議会事務局への人的支援を行います。 また、合併協議会の運営経費等に対して助成を行います。</p> <p>2 人的支援・行政体制整備のための支援 合併により新たに設置される市の生活保護業務の円滑な実施を図るため、要請に応じ指導監督を行う職員等を派遣します。 また、合併後の市町村の学校教育の指導体制の確保ため、要請に応じ教育委員会に指導主事を派遣します。</p> <p>3 合併後のまちづくりのための支援 合併を契機として新市町が行う地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付します。 また、新たなまちづくりの実現に向けて各種県事業を推進するとともに、合併推進債を活用した県管理道路の整備事業を実施します。</p> <p>【成果目標】 合併協議会における円滑な協議・運営及び合併後の新市町における円滑な行政運営の実現を目指します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	合併協議に対する支援				→	
	人的支援・行政体制整備のための支援					→
	合併後のまちづくりのための支援					→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 合併協議に対する支援
福島市・飯野町合併協議会（平成20年6月30日解散、同年7月1日合併）に対する支援が終了しており、平成21年度分は該当なし。 【該当支援なし】
- 2 人的支援・行政体制整備のための支援
合併で新たに福祉事務所が設置された場合に、市町村の要請に応じて、生活保護業務の指導監督を行う職員を派遣した。
・本宮市 1名（H21年4月1日～平成23年3月31日）
市町村の要請に応じ、合併後の市町の教育委員会に指導主事を派遣した。
10市 44名 【計画どおり実施】
- 3 合併後のまちづくりのための支援
合併を契機として新市町が行う地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付した。
・H21年度交付実績 10市町 交付総額 481,700千円
合併市町の速やかな一体化に資するため、合併推進債を活用した県管理道路の整備に向け作成した「福島県市町村合併支援道路整備計画（合併旧法分：平成19年3月策定、合併新法分：平成21年3月策定）」に基づき、市町村合併支援道路整備事業に取り組んだ。
旧法分：21年度分 10市町 18路線、新法分：21年度分 2市 2路線 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 合併協議に対する支援は、平成21年度分は該当なし。
- 2 福祉事務所に係る人的支援により、本宮市における福祉関係業務が円滑に実施された。
また、指導主事の派遣により、合併市町における学校教育の指導体制の確保が図られた。
- 3 市町村合併支援交付金の交付により、合併市町において、電算システムの統合や均衡ある発展に向けた公共的施設の整備等が行われ、新市町の行政体制の確保、新たなまちづくりの実現につながった。
また、福島県市町村合併支援道路整備事業の実施により、合併全12市町における速やかな一体化に取り組んだ。平成21年度末進捗率 10.0%

今後の取組み

平成22年度取組項目

- 1 人的支援・行政体制整備のための支援
引き続き、要請に応じ合併後の市の教育委員会に指導主事を派遣する。（10市44名）
また、本宮市に生活保護業務の指導監督を行う職員を1名派遣する。
- 2 合併後のまちづくりのための支援
引き続き、合併市町に対し、合併市町村支援交付金を交付する。
・平成22年度交付予定 10市 交付予定総額 316,200千円
「福島県市町村合併支援道路整備計画」に基づき、着実に事業を推進する。
・平成22年度末進捗率（予定） 18.5%

22年度末成果目標

上記取組項目を着実に推進することにより、合併市町における円滑な行政運営の実現を目指す。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(1) 健全で柔軟な財政構造の確立	中心となる領域等
		財務領域

取組の内容

新たな財政構造改革プログラム（計画期間：平成18年度～22年度）に基づく取組みあらゆる工夫による歳入確保と徹底した歳出の見直しに取り組みながら、重点推進分野等へ財源を優先的・重点的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型の財政構造 1の確立を目指します。

数値目標

	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
中期財政見通しの財源不足額	380億円	450億円	450億円	420億円	1,700億円
財源確保額（A + B）	240億円	300億円	320億円	340億円	1,200億円
うち歳入確保額（A）	160億円	150億円	140億円	120億円	570億円
うち歳出削減額（B）	80億円	150億円	180億円	220億円	630億円
財源確保対策後の不足額	140億円	150億円	130億円	80億円	500億円

主要4基金充当額	140億円	100億円	0	0	240億円
要調整額=更なる財源確保努力分 ²	0	50億円	130億円	80億円	260億円

（参考）「緊急対応期間」の数値目標³

	17、18年度
財政見通しの財源不足額	990億円
財源確保額（A + B）	430億円
うち歳入確保額（A）	200億円
うち歳出削減額（B）	230億円
財源確保対策後の不足額	560億円

主要4基金充当額	310億円
要調整額=更なる財源確保努力分	250億円

1：当初予算編成において、主要4基金（財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、社会福祉施設整備基金）からの繰入がなくとも、歳入・歳出が均衡している状況。

2：「要調整額」は、各年度の予算編成において、更なる財源の確保に取り組むことにより解消することとしている。

3：「緊急対応期間」における財源確保目標額は2年間の合計額である。

【成果目標】

上記目標のとおり。

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
財政構造改革プログラムの実行・進管理					→
備考					

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

財政構造改革プログラムの実行・進行管理

平成20年10月に改訂した「財政構造改革プログラム」に基づき、あらゆる手段による歳入の確保と一層の人件費の抑制や事務事業の見直しなどによる歳出削減に取り組み、新しい総合計画「いきいきふくしま創造プラン」の5つの重点プログラムに基づく事業に重点的に予算を配分することとし、さらには、実質的な県債発行の抑制や県債残高の圧縮を図るなど、財政運営における健全性の維持に最大限に努め、予算編成を行った。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

依然として厳しい財政環境の中、歳出においては、一層の人件費の抑制や事務事業の見直し等を図るなど、徹底した行財政改革に取り組むほか、歳入においては、国の平成21年度補正予算に伴う基金や、新たな交付金等を最大限に活用するなど、徹底した取組みを行った。

この結果、プログラムの目標を達成することができた。

22年度の財源不足額(現行財政構造改革プログラム見込)	800億円
実質的な財源不足額	400億円
財源確保額(実績)(A+B)	320億円
うち歳入確保額(A)	183億円
うち歳出削減額(B)	137億円
財源確保対策後の不足額	80億円

主要基金充当額	80億円
---------	------

今後の取組み

平成22年度取組項目

財政構造改革プログラムの実行・進行管理

改訂した財政構造改革プログラム(緊急対応期間:平成21~22年度)に基づき、歳出の抜本的見直しとあらゆる手段による歳入確保に取り組みながら、直面する緊急課題に的確に対応するとともに、限られた財源を重点的・優先的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型の財政構造の確立を目指す。

当初予算編成において、主要基金からの繰入がなくても、歳入・歳出が釣り合っている状況。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(2) 政策評価制度の機能向上	中心となる領域等				
		企画調整総務領域				
取組の内容						
<p>政策評価（事業評価）制度をより機能させるため、次の取組みにより、評価システムの更なる改善を図ります。</p> <p>成果重視の視点 成果重視の視点から、評価における指標の設定の推進と更なる適正化を図ります。</p> <p>現場重視の視点 評価においても出先機関等現場からの意見の把握等を通じ、現場重視の視点が反映されているか検証します。</p> <p>客観性の向上 「県事業評価委員会」等の外部評価の取組みにより、県民意見の反映等に努め、客観性の向上を図ります。</p> <p>相対的な評価 限られた財政的資源等の効率的な投入のため、引き続き相対的な評価を実施します。</p> <p>【成果目標】 事業評価の目的をある程度達成できたと考える職員の割合を80%以上にする。 (17年度 62.1%)</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標設定の推進・適正化（成果重視）						→
----- 評価システムの改善						→
備考						

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 指標設定の推進・適正化（成果重視）

事業の成果を的確に表す指標を設定するとともに、事業の性質上、数値化ができないような場合は、具体的な事業効果の説明を加えるなど、事業の成果をわかりやすく示すようにした。また、様式については、目標値設定の考え方や補足説明欄を加えるなど、より分かりやすいものに見直した。 【計画どおり実施】

2 評価システムの改善

(1) 客観性の向上

評価における専門知識と、より多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上を図るため、「福島県事業評価委員会」において詳細審議を実施し、その意見を事業展開等に反映させた。

7～8月 事業評価委員会が3回開催され、21事業について詳細審議

9月 事業評価について知事に意見具申

9～12月 各部局等において、評価結果を踏まえて事業構築等を実施

【計画どおり実施】

(2) 評価手法の改善

継続事業については、事業の方向性（拡充・現状継続・手法の改善・組替え・縮小・終了）を示すのではなく、総合評価（順調・改善の余地あり・見直し必要）で表す形に変更した。また、新規事業については、課題等について評価し、事業評価委員会から今後の事業展開に向けた具体的な助言を受けることとした。 【計画どおり実施】

(3) 事業評価制度の見直し

新しい総合計画に対応した評価制度とするため、事業評価委員会において評価制度の見直しについて検討を行い、その意見を踏まえて、新しい評価制度の構築を進めた。

11～1月 事業評価委員会が2回開催され、評価制度見直しについて検討

2月 評価制度の見直しについて知事に意見具申

2～3月 意見具申を踏まえ、新しい評価制度の構築作業

〔委員会からの主な意見〕

- ・大局的な視点から施策全体を評価することに力点を置くこと。
- ・総合計画の進行管理と評価を一体的に行うこと。
- ・評価結果をもとに、課題に対応する方策等を部局横断的に検討し、次年度事業の構築等に生かすこと。

【概ね計画どおり実施】

成果目標に対する効果

事業評価の目的をある程度達成できていると考える職員の割合については、平成19年度の調査で80%を超えている。なお、平成21年度は、各部局担当者の意見も踏まえながら、調書様式をより分かりやすいものにするなどの改善を行った。

今後の取組み

平成 22 年度取組項目

新しい総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」を推進していくための新たな評価（進行管理）システムを構築し、実施していく。

1 指標設定の推進・適正化（成果重視）

総合計画において政策分野別の重点施策ごとに設定した指標について、進捗状況を把握するとともに、変動要因や目標達成に向けての課題等を検証し、施策の取組状況に関する評価を行う。なお、社会経済情勢の変化等により、設定した指標を変更する必要がある場合は、指標の見直しを行う。

2 評価システムの改善

事業評価委員会からの意見を踏まえ、新たな評価（進行管理）システムを構築する。

（1）施策中心の評価

施策としての課題を検証し、次の施策展開に生かしていくことがこれまで以上に重要であることから、個別事業の評価に力点を置くのではなく、より大局的な視点から施策全体を評価することに力点を置いた評価とする。

（2）総合計画の進行管理と評価の一体化

新しい総合計画では、その進行管理プロセスの中に評価が明確に位置づけられていることから、総合計画の進行管理と評価を一体的に行うこととし、総合計画審議会が第三者評価機関としての役割も担うなど、より効果的・効率的に進行管理を行っていく。

（3）評価結果の効果的な活用

評価結果をもとに、課題に対応する方策等を部局横断的に検討し、各部局における次年度事業の企画立案や事業の見直しや、重点プログラムに基づく次年度事業の構築・選定等に生かしていく。

22 年度成果目標

新たな評価（進行管理）システムを構築の上、新しい総合計画に掲げた政策分野別の重点施策（22 施策）及び地域別の重点施策（7 地域）について評価（進行管理）を実施し、その定着化を図る。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(3) F・F型行政組織の深化に向けた取組み	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>F・F型行政組織の深化に向け、本大綱や「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムと連動した中で、次の取組みを行います。</p> <p>1 意識改革の取組み</p> <p>(1) 現場に応じた意識改革 職員の政策形成能力や業務遂行能力を高めるとともに、分権型社会、現場主義の考え方にに基づき、それぞれの所属等に応じた意識改革の取組みを行います。</p> <p>2 業務システム改革の取組み</p> <p>(1) 連携目標による行政運営システムの運用状況の検証・改善 部局横断的な取組みの徹底に向け、平成17年度より導入した担当理事制を柱とする標記システムの運用状況を検証するとともに、その改善を図ります。</p> <p>(2) 部局を超えた組織機構の見直し 部局横断の有機的な連携を徹底しながら、組織的な対応が必要な課題については、部局を超えた組織機構の見直しを検討します。</p> <p>(3) 出先機関の組織体制等の見直し 地域連携室の運営状況を検証するとともに、必要に応じ出先機関の組織体制の見直しや本庁と出先機関の連携のあり方を検討します。</p> <p>【成果目標】 「スピード感」ある組織運営、「柔軟な」組織運営、「現場を重視した」組織運営など、導入目的に沿った運営の更なる定着化を図ります。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	現場に応じた意識改革					→
	連携目標による行政運営システムの検証・改善					→
	部局を超えた組織機構見直しの検討					→
	出先機関の組織体制の見直し					→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

1 現場に応じた意識改革

平成20年度から導入した新たなF・F型行政組織の定着化を図るため、それぞれの所属等における業務の遂行や各種研修等を通じて、F・F型行政組織の理念の浸透や職員の意識改革を図った。

職員の能力を最大限に引き出し、組織力の向上を図るため、日常業務における職員一人一人の特性に応じたきめ細やかな指導ができるよう「OJTの手引き」(平成22年3月)を作成し、職場研修の活性化を促した。

【計画どおり実施】

2 部局を超えた組織機構の見直し

地域産業の6次化のための部局間連携による推進体制

本県の豊かな農林水産資源を生かし、食を中心とした付加価値の高い地域産業の6次化(第1次産業、第2次産業及び第3次産業の相互連携)を推進するため、農林水産部と商工労働部の連携強化による推進体制を整備した。

- ・ 「食産業振興監」の新設
- ・ ハイテクプラザと農業総合センターの連携による「県産品加工支援センター」の設置

【計画どおり実施】

3 出先機関の組織体制等の見直し

地方振興局における業務執行体制の強化

経済・雇用対策や文化・スポーツ振興、小規模町村に対する支援など、「現場を重視した」施策展開が図られるよう地方振興局の業務執行体制を強化した。

- ・ 「地域経済雇用担当」の配置(各地方振興局)、「奥会津振興担当」の配置(会津地方振興局)など

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

新たなF・F型行政組織の定着化を図りながら、必要に応じて、部局を超えた組織機構の見直し、出先機関の業務執行体制の強化等を行った。

今後の取組み

平成22年度取組項目

引き続き、F・F型行政組織の理念の浸透や職員の意識改革を進め、必要に応じて、部局を超えた組織機構の見直しや出先機関の組織体制等の見直しを行うなど、より効率的な組織運営を行う。

22年度末成果目標

F・F型行政組織導入の目的に沿った運営の更なる定着化に向け、不断の研究を行う。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(4) ITを活用した業務改革の推進	中心となる領域等				
		人事領域・情報統計領域				
取組の内容						
<p>IT化を踏まえた業務の抜本的な見直しにより、「県民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営への転換」を図るため、次の取組みを行います。</p> <p>1 「ITを活用した業務改革実行計画」への取組み 平成20年度までを計画期間とする標記計画に基づき、庶務業務の集中処理化等の具体的な取組みを着実に推進します。 また、必要に応じ、見直しを行います。</p> <p>2 「うつくしま、知恵のフリーマーケット」による政策形成等への反映 「職員の知恵を庁内イントラネット上での議論を通じて磨き上げ、タイムリーに実現することにより、組織総合力の向上を図る」という事業本来の目的の達成に向け、提案に対するレスポンスの迅速化等の改善を図りながら、職員が知恵を出し合える風土の醸成を図ります。</p> <p>【成果目標】</p> <p>1 庶務業務集中処理化に向けた「基本計画」を平成18年度中に策定し、業務効率化による職員数削減目標を設定します。</p> <p>2 知恵のフリーマーケットの事務事業、政策形成への反映件数10件</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実行計画に基づく取組み		→				
実行計画の見直し・推進						→
知恵のフリーマーケットの検証・改善						→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

庶務業務の集中処理化等による業務改革（「庶務業務改革」）の実施

「庶務業務改革基本計画（平成19年3月策定）」に基づき、次の取組みに努めた。

・庶務システムの稼働（1次）

職員自らがパソコンから申請や届出等を入力する「発生源入力」や事務処理の電子化、集中処理化を可能とする『庶務システム^{注1}』を開発し、平成22年1月から1次稼働^{注2}した。

庶務システム^{注1}

開発にあたっては制度所管課及び庶務業務に精通した職員等の知識・経験を投入し、本県独自の分かりやすく使いやすい機能を整備した。

- ・諸手続きを質問形式で誘導する「事例別手続案内機能」
- ・入力項目をクリックすると説明が表示される「項目ヘルプ機能」等

1次稼働^{注2}

主に、本庁機関を発生源入力の対象機関として稼働した。

利用対象者数：約28,000人（うち発生源入力を行う職員数は、約1,800人）

【計画どおり実施】

・庶務業務の集中処理化（1次）

庶務業務を集中処理するとともに職員からの相談・質問等へ対応し、効率的に事務処理を行う機関として、総務部内に「職員業務課（及び課内室である福利厚生室）」を新設し、システム1次稼働に伴う業務の集中処理を開始した。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

システム稼働による自動化、事務の集中処理化、中間事務の省略化及びペーパーレス化等により、事務手続きの改善等が図られるとともに、業務効率化に伴い人件費等が削減された。

（削減数： 20人）

平成22年度取組項目

庶務業務改革の推進

システム1次稼働に伴う集中処理化の早期安定・定着を図るとともに、平成23年1月からの2次稼働^注に伴う集中処理化への円滑な移行を実現するため、システムの機能強化をはじめ、制度改正への対応、広報活動や職員研修などの職員支援の更なる充実化など、所要の取組みに努める。

2次稼働^注

発生源入力の利用対象機関を出先機関へ拡大する。（対象職員数：約3,800人）

成果目標に対する効果

システム2次稼働に伴う集中処理化への円滑な移行を実現する。

（削減目標： 60人）

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮						
取組項目	(5)分権型社会を担う人材育成のための研修	中心となる領域等					
		人事領域					
取組の内容							
<p>「研修に関する基本的な方針」に基づき、次の取組みを推進します。</p> <p>1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成 自治体を取り巻く環境が大きく変化している中、 新しい時代の価値観を的確に捉え、社会の変化に対応でき、 意思決定・判断を迅速にして、積極果敢に新たな課題に挑戦し、 常に向上心を持って自己啓発に努め、幅広い見識と専門的知識を兼ね備えている</p> <p>“自律型職員（自ら考え行動する職員）”の育成に向け、自主選択型・応募型の研修に重点を置いた取組みを推進します。</p> <p>2 各職場における研修の充実 各地域の研修講師（指導者養成講座の修了者）を所属を超えて部局横断的に有効活用することにより、各職場における研修機会の充実を図り、職員の資質向上を図ります。</p> <p>指導者養成講座： 接遇研修指導者養成講座 「公務員倫理を考える」(J K E T)指導者養成講座 OJL コーディネーター養成講座</p> <p>【成果目標】</p> <p>1 自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数 年間：800人以上（平成22年までの修了者：4,000人以上） （参考）平成16年度の受講者数 255人</p> <p>2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者） 平成22年度までに、300人以上</p> <p>（各公所がそれぞれ独自に研修を実施できる体制を整備） （参考）平成17年度までの修了者 163人（平成12年度からの累計）</p>							
取組の工程表							
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成		→					
各職場における研修の充実		→					
備考	ふくしま自治研修センターの指導者養成講座修了者数（累計）						
		H12	H13	H14	H15	H16	H17
	修了者数	25	50	75	96	120	163

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成
ふくしま自治研修センターにおいて、自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修を開講し、年間目標達成。【計画どおり実施】
- 2 各職場における研修の充実
ふくしま自治研修センターにおいて、指導者養成講座を開講、目標達成に向けて順調に推移している。【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 研修受講者数
目標：年間800人以上（平成22年度までの修了者：4,000人以上）
平成21年度実績：825人（平成18年度からの累計で4,095人）
- 2 研修講師（指導者養成講座の修了者）
目標：平成22年度までに300人以上
平成21年度実績：30人（平成12年度からの累計で273人）

今後の取組み

平成22年度取組項目

- 1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成
自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数について、年間800人以上という当初目標が引き続き達成できるよう、各部局に対し必要に応じ個別選択研修受講の勤奨等を行う。
- 2 各職場における研修の充実
職場における研修機会の充実を図るため、各種指導者養成講座の実施の趣旨や、修了者の氏名について各部局へ周知するなど、各職場が修了者等を円滑に活用できる体制の整備や、職場研修の充実等について働きかけ等を行う。

22年度末成果目標

- 1 研修受講者数
平成22年度目標：800人以上（平成18年度からの累計で4,895人）
- 2 研修講師（指導者養成講座の修了者）
目標：平成22年度までに300人以上
平成22年度目標：29人（平成12年度からの累計で302人）

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(6) 県立病院改革の推進	中心となる領域等				
		病院局・人事領域				
取組の内容						
<p>県民に期待され信頼される県立病院として、良質な医療の提供と健全な経営の実現を目指し、「県立病院改革実行方策」に基づき、県立病院改革の取組を着実に推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会津統合病院（仮称）整備の取組み 会津総合病院と喜多方病院を統合して整備する会津統合病院（仮称）については、会津地方における県立病院等のネットワークの中核となる病院として整備します。 2 廃止する病院等の移譲等の取組み 廃止するリハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院及び猪苗代病院については、平成18年度末に廃止するとともに、病院の機能等を立地自治体や民間医療機関へ移譲します。 3 存続する病院の充実・強化の取組み 存続する矢吹病院、宮下病院、南会津病院及び大野病院については、それぞれに求められる医療機能等の充実・強化方策を策定し、実行可能なものから着実に実施します。 4 経営等改善への取組み 「経営等改善アクションプログラム」に基づき、各病院が主体となって自ら経営改善を行う取組みを推進するとともに、病院ごとの収支計画等を盛り込んだ経営計画を策定し、着実に実行します。 <p>【成果目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会津統合病院（仮称）の早期開院 2 3病院1診療所（リハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院、猪苗代病院）の平成18年度末の廃止・移譲 3 4病院（矢吹病院、宮下病院、南会津病院、大野病院）の医療機能等の充実・強化 4 経営計画に基づく経営改善 						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県立病院改革実行方策の実行						→
経営計画の策定・実施		(策定)	(実施)			→
存続病院の充実・強化方策の策定・実施		(策定)	(実施)			→
備考						

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

改革プランの策定及び実施

- 公立病院の抜本的な改革を求める国のガイドラインに対応して、県立病院の在り方を再整理するとともに、経営改善の取組みを加速するため、「福島県県立病院改革プラン」を平成21年5月に策定し、当該改革プランに基づき、病院の在り方に関する改革や各病院の行動計画に従って、良質な医療の提供及び病院経営の健全化に向けた取組みを進めた。
- さらに、国の地域医療再生臨時特例交付金（50億円）を活用して実施する「福島県地域医療再生計画」（平成21年11月）において、会津医療センター（仮称）整備事業や大野病院と双葉厚生病院の統合事業等を進めるなど、改革プランの実効性の確保を図った。

《改革プランの概要》

基本目標 地域に必要なとされる質の高い医療の提供と病院経営の健全化

計画期間 改革プラン全体：5年間（平成21～25年度）

経営健全化等に向けた行動計画：3年間（平成21～23年度）

県立病院の在り方

病 院 名	果たすべき役割	経営形態
矢吹病院	民間病院では困難な患者の受入れなどの精神医療の提供	県立病院として経営
会津医療センター（仮称） （喜多方・会津）	1 「診療」・「教育」・「研究」の3つの機能を柱とする。 2 地域医療の確保や人材の育成等の拠点と位置づける。	公立大学法人県立医科大学の附属病院に移行
宮下病院	へき地における医療提供	県立病院として経営
南会津病院	へき地における医療提供	県立病院として経営
大野病院	1 医療拠点としての中核的機能 2 二次救急医療への対応	双葉厚生病院と統合する方向で検討

行動計画

基本方針	主な取組み
1 良質な医療サービスの提供	・電子カルテシステム導入 ・透析機器の増設 など
2 収益確保と費用削減による健全な病院経営	・常勤医師の確保や未利用財産の売却等 ・病棟再編・病床削減の実施 など
3 医療提供体制の充実強化	・県立医科大学等との連携強化 ・医師紹介事業者の活用など医師確保策の充実強化 ・医師の処遇改善策の実施 など
4 職員の資質向上と人材育成	・各専門分野のスペシャリストの育成 ・民間実務経験者の採用 など
5 地域との連携共生	・国保診療所への診療応援 など

【計画どおり実施】

会津統合病院（会津医療センター（仮称））整備の取組み

施設整備スケジュール等に基づき、次のとおり整備を進めた。

- ・ 4月～3月 県立医科大学附属病院化に伴う病院機能等の検討
仮称を「会津医療センター」へ変更
- ・ 4月～3月 実施設計
- ・ 4月～3月 運営・医療情報システム、医療機器等に係る検討
- ・ 10月～3月 病院入口に係る国道121号の右折レーンの整備

【計画どおり実施】

大野病院と双葉厚生病院の統合検討

- ・ 双葉地域医療の充実強化に向けた方策の一環として、双葉郡の町村長や医師会、関係機関等を構成員とした「双葉地域医療の充実強化に向けた推進会議」において協議を行い、「県立大野病院と双葉厚生病院の統合に係る基本計画」を平成22年3月に策定した。

《統合基本計画の概要》

統合時期 平成23年4月

経営主体 福島県厚生農業協同組合連合会

統合病院の医療機能

救急機能の強化、 専門医療の強化、 外来機能の重点化、 地域家庭医療の推進、 訪問看護の拡充

統合時（平成23年4月）の医療提供体制

	大熊町施設 (救急機能を強化)	双葉町施設 (外来機能を強化)
診療科	(入院・外来) 内科、消化器内科、呼吸器科、 外科、整形外科、眼科 (外来) 小児科、麻酔科、泌尿器科、放 射線科	地域医療総合センター (入院・外来) 内科、産婦人科、精神科 (外来) 外科、眼科、整形外科、小児科、 心臓血管外科、皮膚科、耳鼻咽喉 科、形成外科、地域家庭医療科、リ ハビリテーション科
病床数	一般150床（うち感染4床）	一般120床、精神100床
その他	・ 専門医療の強化 救急センター、循環器センター 準備室、糖尿病センター準備室	・ 健診部門の強化 ・ 訪問看護ステーションの拡充

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・ 県立医科大学等の関係機関と連携を行いながら、常勤医師の確保を行った。また、各病院の医師と病院局幹部との意見交換を実施し、現場医師の意見を把握しながら顔の見える関係の構築を図った。
- ・ 各病院の実務担当者による「収益確保プロジェクト」を開催し、委託業務の在り方見直しについての報告書をまとめるなど、収益確保に向けた対策を検討した。
- ・ 公舎跡地等の未利用財産の売却を行い、病院事業財産を活用した収益確保を図った。

- 平成21年度売却実績 喜多方病院・南会津病院公舎跡地 11,500千円
- ・ 病棟・病床数の見直し、事務職員配置の見直しにより、総人件費の抑制を行った。
- 平成21年度病床数見直しの状況
- 喜多方病院135床 50床 宮下病院55床 32床
- などにより、経営改善・医療機能の充実強化を図った。

今後の取組み

平成22年度取組項目

会津医療センター（仮称）整備の取組み

- ・ 4月～8月 実施設計を完了する。
- ・ 10月～3月 建築工事の発注、工事着工により、整備を進める。
- ・ 4月～3月 引き続き、運営・医療情報システム、医療機器等に係る検討を進める。
- ・ 4月～8月 病院入口に係る国道121号の右折レーンの整備を完了する。

改革プランに基づく経営効率化等に向けた取組み

- 4月～3月 引き続き、改革プランに基づき、病院の在り方に関する改革、良質な医療の提供や病院経営の健全化に向けた取組みを着実に進めていく。
- ・ 関係機関と連携した常勤医師の確保
 - ・ 病院経営検討会や収益確保プロジェクトによる収益確保に向けた検討
 - ・ 外部有識者の意見を踏まえた経営健全化の推進 等

大野病院と双葉厚生病院の統合推進

- 4月～3月 平成23年4月の統合に向け、JA厚生連や双葉郡町村、医師会等と協議を継続し、両病院の円滑な統合と双葉地域医療の充実強化を着実に進めていく。

22年度末までの成果目標

- ・ 会津医療センター（仮称）については、実施設計を完了して、建設工事を発注・着工し、着実にその整備を進める（開所時期は、平成25年2月を目途）。
- ・ 改革プランに基づく取組みにより、良質な医療の提供及び病院経営の健全化を着実に図っていく。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(7) 企業局事業の見直し	中心となる領域等
		企業局・人事領域

取組の内容

「企業局事業見直し実行計画」に基づき、次に掲げる取組みを推進します。

1 工業用水道事業

アウトソーシングの推進等による効率的な事業運営
 好間工業用水道の地元市への譲渡
 相馬・好間工業用水道の未売水の解消
 老朽化施設の大規模改修の計画的な実施

2 地域開発事業

様々な工夫による販売戦略の展開や関係部局・立地市町との緊密な連携による効果的、効率的な販売活動を推進し、平成 19 年度までに造成済未分譲地を完売する。

分譲率(平成 17 年度末)

地 区	分譲全体面積(ha)	分譲済面積(ha)	分譲率 (%)
工業団地			
工業の森・新白河 C 工区	21.8	6.4	29.4
田村西部	62.9	22.8	36.2
ビジネスパーク	8.9	0.7	7.9
ライフパーク	206 区画	55 区画	26.7%

【成果目標】

1 工業用水道事業

アウトソーシングの推進

： 経常費用を平成 22 年度までに 25%以上削減（対平成 14 年度比）

未売水の解消（相馬工業用水道）

： 平成 22 年度までに給水契約率 65%以上を目指す。

（平成 17 年 4 月 1 現在 51.3%）

磐城工業用水道における埋設管路の耐震化率

： 平成 22 年度までに 90%以上

2 地域開発事業

造成済未分譲地の分譲率：100%（平成 19 年度末）

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一層のアウトソーシングの推進	→				
相馬・好間工業用水道の未売水の解消	→				
大規模改修への計画的な実施	→				
造成済未分譲地の完売	→				

備考

取組みの状況

平成 21 年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

平成 20 年 3 月に改訂した「企業局事業見直し実行計画（平成20年～22年度）」に基づき、次に掲げる取組みを実施した。

1 工業用水道事業

効率的な事業運営の推進と全般的な経費の削減 【概ね計画どおり実施】

外部委託可能事業を精査するとともに、外部委託推進計画の策定作業を進めた。

好間工業用水道のいわき市への譲渡 【継続協議が必要】

「好間工業用水道に係る県、市協議会」の開催を通じて、譲渡協議を進めた（協議回数 3 回）。

相馬・好間工業用水道の未売水の縮減 【計画どおり実施】

相馬工業用水道 平成 21 年 6 月 30 日から 3,000 m³/日増量(1 社)

大規模改修の計画的な実施 【計画どおり実施】

老朽化及び耐震化対策のため、平成 20 年度に策定した中長期計画に基づき、磐城工業用水道第二期改築事業等を実施した。

2 地域開発事業

造成済未分譲地の早期分譲 【より一層の取組が必要】

工業団地については、積極的な販売活動に取り組んだものの、景気低迷が続いていることもあり、分譲実績を上げることはできなかった。また、住宅団地については、行政機関やNPO等各方面と連携を密にした情報発信に取り組んだが、景気冷え込みによる宅地の需要減が著しく分譲実績は伸び悩んだ。（分譲実績ライフパーク 3 区画）

20 年度実績：田村西部工業団地 1 件、ビジネスパーク 1 件、
ライフパーク 8 区画

成果目標に対する効果

1 工業用水道事業

経常費用削減 平成21年度経常費用 2,237百万円 平成14年度比 29%削減
(平成21年度目標 19%)

未売水の縮減（相馬工業用水道） 平成21年度末 給水契約率 66.3%
(平成21年度目標 62%)

磐城工業用水道における管路の耐震化率 平成21年度末 耐震化率 90.8%
(平成21年度目標 89%)

2 地域開発事業 造成済未分譲地の分譲率（平成21年度末分譲率）

地 区	分譲全体面積(ha)	分譲済面積(ha)	分譲率(%)
田村西部工業団地	64.1	50.2	78.3
工業の森・新白河C工区	21.8	17.1	78.6
新白河ビジネスパーク	8.9	3.5	39.3
新白河ライフパーク	206 区画	83 区画	40.3

今後の取組み

平成 22 年度取組項目

企業局事業見直し実行計画に基づき、引き続き次に掲げる取組みを実施する。

- 1 効率的な事業運営の推進と全般的な経費の削減(外部委託推進計画の策定等)
- 2 相馬・好間工業用水道の未売水の縮減

- 3 好間工業用水道のいわき市への譲渡
- 4 大規模改修の計画的な実施
- 5 造成済未分譲地の早期分譲

22年度末成果目標

- 1 工業用水道事業
 - 経常費用削減
 - 平成22年度末までに対平成14年度対比20%以上削減
 - 未売水の縮減
 - 相馬工業用水道 平成22年度末までに給水契約率65%以上
 - 磐城工業用水道における管路の耐震化率
 - 平成22年度末までに90%以上
- 2 地域開発事業
 - 造成済未分譲地の早期分譲
 - 工業団地100%
(平成22年4月1日より新白河ビジネスパーク価格改定 21,500 円/m² 15,000 円/m²)
 - 住宅団地50%

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築	中心となる領域等				
		人事領域、各部署				
取組の内容						
<p>「公社等外郭団体への関与等に関する指針（以下「関与等指針」）」に基づき、県の関与を必要最小限にとどめるなど、公社等外郭団体（以下「公社等」）との新たなパートナーシップの構築に取り組みます。</p> <p>1 関与等指針の定着化 「点検評価」の実施、結果公表などを通して、関与等指針の定着化を図ることにより、公社等の主体的、自立的な経営を促進します。 特に、公の施設の指定管理者制度に係る公社等については、指定手続における透明性の確保や県民への説明責任の観点から、民間団体との公平性の確保に向けた関係の構築を徹底します。</p> <p>2 公社等見直しの実効性の確保 「公社等見直しに関する実行計画（以下「実行計画」）」について、取組みの進捗よく状況、指定管理者制度の状況等を踏まえ、必要に応じ修正を行い実効性を高めていくことにより、公社等の主体的、自立的な経営を促進していきます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>公社等（平成18年3月31日現在：21団体） 県行政の補完等の業務を行うものであること。設立に当たっての関与の度合いが高いこと。資本金、基本金その他これらに準ずるものに対する県の出資、出えん等の割合が概ね25%以上であること。役員への県職員の派遣があること。関与等指針の適用が特に必要と認められること。から、関与等指針の対象として決定した団体。</p> </div> <p>【成果目標】 公社等への県職員派遣数：平成17年度末現在の派遣数197名を平成22年度末までに30%（約60名）削減します。</p> <p>(1) 指定管理者制度関係公社等については、県職員派遣の見直し等を行い、大半の施設で次回募集を行う平成20年度までに、他の民間団体等との競争環境整備を重点的に進めます。</p> <p>(2) 上記以外の公社等についても、実行計画等に基づき、県職員派遣等の人的支援及び補助金等の財政的支援の見直しを行い、主体的、自立的な経営を促進します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
「関与等指針」の定着化						→
実行計画の進行管理・見直し						→
備考						

取組みの状況

平成21年度取組状況及び成果目標に対する効果等

1 関与等指針の定着化

以下の取組みにより関与等指針の定着化を図り、公社等の主体的、自立的な経営を促進した。

- ・ 対象公社の「点検評価」の実施及び結果公表
総務部による点検評価を実施し、評価結果を公表。
- ・ 新公益法人制度への移行
各公社の取組状況を確認し、適切な移行が図られるよう助言。

21年度の状況：(財)福島県産業振興センター 申請中

【計画どおり実施】

2 実行計画の進行管理・見直し

(1) 「公社等見直しに関する実行計画(以下「実行計画」)」の修正

点検評価結果等をふまえ「実行計画」を修正(平成22年3月25日公社等見直し部会)

実行計画修正団体：(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構、(社)福島県林業公社

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

平成17年度末197名 H22.4.1現在派遣数69名

削減数128名 (進捗率217%)

〔指定管理者制度関係公社等 75名〕
〔上記以外の公社等 53名〕

今後の取組み

平成22年度取組項目

公社等の主体的、自立的な経営を促進するため、平成21年度に引き続き下記のとおり取り組む。

〔取組みの概要〕

関与等指針の定着化

- ・ 点検評価の実施、結果公表などを通して、関与等指針の更なる定着化を図る。
- ・ 新公益法人制度への円滑な移行に向け、必要な助言を行う。

公社等見直しの実効性の確保

取組みの進ちょく状況等を踏まえ、必要に応じ実行計画の修正を行い、実効性を高める。

22年度末成果目標

県職員派遣数

既に成果目標を達成しているが、引き続き見直しの状況等を勘案しながら必要最小限の派遣となるよう進行管理を継続する。

「実行計画等」に基づき見直しを進める公社等（8団体）	
公社名	見直し方向性
1 現行の実行計画を修正する公社等（2団体）	
(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	「青少年会館の在り方」の検討結果を踏まえた「経営計画」の改訂及び実行
(社)福島県林業公社	「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取組みの実行 「第2次改善計画分期計画」の総括を踏まえた次期分期計画の策定及び実行並びに今後の公社の在り方等の検討
2 現行の実行計画を継続する公社等（6団体）	
公社名	見直し方向性
福島県土地開発公社	「経営方針」に基づく確実な債権回収等の実行 継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討
(財)福島県観光物産交流協会	「中期事業・運営計画」等に基づく主体的な取組の実行
(財)福島県農業振興公社	「第三次経営合理化計画」等に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県きのこ振興センター	産地形成の目標年次である平成23年度を視野に入れた公社の在り方等の見直し
福島県道路公社	償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る 公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
(財)福島県下水道公社	民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し

実行計画の策定を要しない公社等（10団体）	
公社名	見直し方向性
(財)ふくしま自治研修センター	研修部門の更なる充実と調査研究支援部門の定着に向けた主体的な取組の実行
(財)福島県文化振興事業団	「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしま海洋科学館	「新・中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県国際交流協会	「運営基本計画」に基づく主体的な取組みの実行
(社福)福島県社会福祉事業団	「事業実施計画」に基づく自立的な改革の継続
(財)福島県産業振興センター	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県栽培漁業協会	「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	「中長期計画」に基づく自立的な改革の実行
(財)ふくしま市町村建設支援機構	「再生計画」(アクションプログラム)の着実な実行
(財)福島県都市公園・緑化協会	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行

関与等指針の対象から除外する公社等（2団体）	
公社名	理由
福島県住宅供給公社	平成21年3月31日解散
(財)福島県自然の家	平成21年3月31日解散

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(9) 県立社会福祉施設の見直し	中心となる領域等
		保健福祉総務領域 生活福祉領域、自立支援領域

取組の内容

次により、県立社会福祉施設の見直しに取り組みます。

「県立社会福祉施設見直しに係る工程表」(H16.11)に基づく着実な実行各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実施します。
また、進捗状況を踏まえ、必要な修正を行います。

【成果目標】

下表のとおり各施設ごとの工程表に基づき見直しを実行する。

民間移譲 8 施設（平成 18 年度 2、平成 19 年度 1、平成 20 年度 4、平成 21 年度 1）

指定管理者移行 6 施設（平成 18 年度 6）

民間移譲等を検討 3 施設、施設のあり方を検討 2 施設、直営継続 3 施設

社会福祉施設（22 施設）の見直しの方向性

（1） 県社会福祉事業団に管理委託分（14 施設）

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100人	H18年4月民間移譲
やまぶき荘	"	S48.8	100人	H18年4月民間移譲
さつき荘	"	S50.9	100人	民間移譲：H19
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100人	H18年4月指定管理者
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100人	民間移譲：H20
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100人	H18年4月指定管理者
かしわ荘	"	S50.9	100人	H18年4月指定管理者
かえで荘	"	S55.4	100人	H18年4月指定管理者
ばんだい荘（あおば）	"	H11.4	60人	H18年4月指定管理者
矢吹しらうめ荘	"	H6.4	100人	民間移譲：H20
矢吹しらうめ通動寮	知的障害者通動寮・自立支援給付費	H6.4	20人	民間移譲：H20
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4	100人	民間移譲：H20
からまつ荘	"	S49.5	150人	民間移譲：H21
ばんだい荘（わかば）	知的障害児施設・措置	S43.4	40人	H18年4月指定管理者

(2) 県直営分 (8 施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性
喜多方しのめ荘	救護施設・措置	S28. 5	50 人	民間移譲等を検討
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・措置・介護保険	S25. 3	70 人	民間移譲等を検討
女性のための相談支援センター	婦人保護施設・措置	H16. 4	20 人	県直営を継続
若松乳児院	乳児院・措置	S27. 2	40 人	施設のあり方を検討
大笹生学園	知的障害児施設・措置	S26.10	100 人	民間移譲等を検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措置	S24.11	110 人	施設のあり方を検討
総合療育センター	肢体不自由児施設・措置	S38. 6	入所 90 人	県直営を継続
福島学園	児童自立支援施設・措置	S23. 4	50 人	県直営を継続

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
見直しの実行					→
進捗状況を踏まえた工程表の修正					→

備考

取組みの状況

平成21年度 of 取組状況及び成果目標に対する効果等

県立社会福祉施設見直しに係る工程表(第3版：平成20年7月)に基づく着実な実行各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実行した。

【概ね計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・民間移譲の実行(成果目標10施設)
 - 《これまでの移譲実績》
 - 18年度2施設、19年度1施設、20年度3施設、21年度2施設の累計8施設
 - 《今後の移譲予定》
 - 23年度予定2施設(矢吹しらうめ荘、矢吹しらうめ通勤寮)
- ・指定管理者移行6施設(成果目標6施設)
- ・民間移譲又は指定管理者制度移行を検討1施設、施設の在り方を検討2施設、直営継続3施設(成果目標同左)

(1) 県社会福祉事業団に管理委託分(14施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性	平成21年度の取組み
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100人	H18.4.1社会福祉法人に移譲済み	
やまぶき荘	"	S48.8	100人	H18.4.1社会福祉法人に移譲済み	
さつき荘	"	S50.9	100人	H19.4.1社会福祉法人に移譲済み	
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100人	H20.4.1社会福祉法人に移譲済み	
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
かしわ荘	"	S50.9	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
かえで荘	"	S55.4	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
ばんだい荘(あおば)	"	H11.4	60人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
矢吹しらうめ荘	"	H6.4	100人	平成23年度に社会福祉法人へ移譲	指定管理者制度を継続
矢吹しらうめ通勤寮	知的障害者通勤寮・自立支援給付費	H6.4	20人	平成23年度に社会福祉法人へ移譲	指定管理者制度を継続
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4(H9.4)	100人	H20.4.1社会福祉法人に移譲済み	
からまつ荘	"	S49.5	150人	H21.4.1社会福祉法人へ移譲済み	

ばんだい荘 (わかば)	知的障害児施設・ 措置	S43.4	40人	指定管理者制度の 継続	指定管理者制度を継 続
----------------	----------------	-------	-----	----------------	----------------

(2) 県直営分(8施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性	平成21年度 of 取組み
喜多方しののめ 荘	救護施設・措置	S28.5	50人	H21.4.1社会福祉法 人へ移譲済み	
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・ 措置	S25.3	70人	H20.4.1社会福祉法 人に移譲済み	
女性のための相 談支援センター	婦人保護施設・措 置	H16.4	20人	県直営を継続	
若松乳児院	乳児院・措置	S27.2	40人	養護体制や施設の 在り方等の方向性 に沿った実行計画 の策定	養護体制や施設の在 り方等の方向性に沿 った実行計画の検討
大笹生学園	知的障害児施設・ 措置	S26.10	50人	民間移譲又は指定 管理制度移行を検 討	民間移譲又は指定管 理制度移行を検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措 置	S24.11	20人	施設の在り方等に 基づく実行計画の 策定	施設の在り方等を検 討
総合療育センタ ー	肢体不自由児施設 ・措置	S38.6	入所 90人	県直営を継続	
福島学園	児童自立支援施設 ・措置	S23.4	50人	県直営を継続	

今後の取組み

平成22年度取組項目

県立社会福祉施設見直しに係る工程表(第3版:平成20年7月)に基づく着実な実行各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実行する。
また、進捗状況等を踏まえ必要な修正を行う。

22年度末成果目標

- ・民間移譲予定の2施設(矢吹しらうめ荘、矢吹しらうめ通勤寮)について、平成23年度移譲実行に向けて準備を進める(当該2施設の移譲により成果目標10施設達成)
- ・指定管理者の継続6施設(成果目標6施設)
- ・民間移譲等を検討1施設、施設の在り方を検討2施設、直営継続3施設(成果目標同左)

(1) 県社会福祉事業団に管理委託分(移譲予定2施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	平成22年度取組みの内容
矢吹しらうめ荘	知的障害者更生施 設・自立支援給付	H6.4	100人	指定管理者制度の継続 H23.4.1社会福祉法人移譲に向けて準備
矢吹しらうめ通 勤寮	知的障害者通勤寮 ・自立支援給付費	H6.4	20人	指定管理者制度の継続 H23.4.1社会福祉法人移譲に向けて準備

(2) 県直営分(6施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	平成22年度取組みの内容
女性のための相談支援センター	婦人保護施設・措置	H16.4	20人	県直営の継続
若松乳児院	乳児院・措置	S27.2	40人	養護体制や施設の在り方等の方向性に沿った実行計画の策定
大笹生学園	知的障害児施設・措置	S26.10	50人	社会福祉法人への移譲又は指定管理者制度移行について検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措置	S24.11	20人	施設の在り方等に基づく実行計画の策定
総合療育センター	肢体不自由児施設・措置	S38.6	入所 90人	県直営の継続
福島学園	児童自立支援施設・措置	S23.4	50人	県直営の継続

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(10) 定員の削減	中心となる領域等
		人事領域 病院局 教育総務領域 警務教養課 ほか

取組の内容

「アウトソーシングの徹底」、「事務事業の見直し」、「ITの活用等による事務の効率化」、「組織機構の見直し」等の取組みにより、任命権者ごと厳格な定員管理に努めます。

県職員削減の総数(目標) 1,445 (4.7%)
(H18.4.1 ~ H23.4.1)

任命権者ごとの目標

《知事部局》

平成23年4月1日までに、350人を純減します。

(平成18年2月議会条例改正)

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	5,862					5,512	350
改正	↑ 1,423						
	7,285						

《教育委員会》

児童生徒数の減少を踏まえ、義務標準法及び高校標準法に基づき、教職員定数889人の純減を見込みます。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
教職員定数	20,107					19,218	889
改正見込							

義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
高校標準法：公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

《警察本部》

警察官以外の一般職員について、少なくとも3人を純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
警察官	(3,206)						
一般職員	516					513	3

警察官については、警察法施行令で定員の基準が規定されるため目標値を設定しない。

《病院局》

3病院1診療所の廃止により、191人を純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	1,090					899	191
改正見込							

《その他》

その他の部局において、アウトソーシングの推進等により12人純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	161					149	12
改正見込							

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
条例定数・児童生徒数の減少・病院の廃止等を踏まえた定員管理					→

備考

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

アウトソーシングの推進、事務事業の見直し、組織機構の見直し等の取組みにより、平成22年4月1日現在で、平成23年度における県職員削減の目標総数 1,445人に対し、1,487人を削減し、1年前倒して削減目標を達成した(21年度削減実績：342人、18～21年度の4年間の進捗率：102.9%)。

【計画を前倒して実施】

任命権者ごとの取組状況

《知事部局》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数 改正	5,862 ↑ 1,423	62	94 (156)	127 (283)	115 (398)	5,512	350
	7,285						

《教育委員会》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
教職員定 数改正 見込	20,107	197	275 (472)	182 (654)	224 (878)	19,218	889

《警察本部》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
警察官	(3,206)	(3,208)	(3,208)	(3,227)	(3,231)		
一般職員	516	±0	1 (1)	±0 (1)	±0 (1)	513	3

《病院局》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数 改正見込	1,090	191	±0 (191)	±0 (191)	±0 (191)	899	191

3病院1診療所の廃止により目標を前倒して達成

《その他》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数 改正見込	161	6	4 (10)	6 (16)	3 (19)	149	12

備考欄は、平成18年4月1日現在の定員と平成23年4月1日付け定員の差
20.4.1～22.4.1各欄のカッコ内は、18.4.1からの削減数累計

今後の取組み

平成22年度取組項目

条例定数・児童生徒数の減少等を踏まえた定員管理

1年前倒して削減目標を達成したところであるが、引き続き、アウトソーシングの徹底、事務事業の見直し、ITの活用等による事務の効率化、組織機構の見直し等に取り組むことにより、任命権者ごとに厳格な定員管理に努める。

推進項目	- 2 新たな改革の推進					
取組項目	(1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>流動化する時代に的確に対応するため、公務能率の向上に向けた新たな取組みとして、人事給与制度の見直しを進めます。</p> <p>1 新たな人事制度の検討 外部有識者等の意見を反映させながら新たな人事制度を検討し、平成19年度からの導入を目指します。 また、職員の能力や勤務実績を適正に給与処遇に反映させる取組みを進めます。</p> <p>2 多様な人材の確保 引き続き、任期付職員・民間実務経験者などの採用等を行い、多様な人材の確保とその活用を図ります。</p> <p>3 柔軟な勤務形態の検討 フレックスタイムや在宅勤務、短時間勤務など新たな勤務形態の枠組みについて、地方公務員法改正の動向を見据えながら検討を行います。</p> <p>4 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 ・ 前回の全面見直し（平成14年度から改正）以降の社会経済情勢の変化を踏まえ、改めて特殊勤務手当の総点検を実施します。 ・ その他、特定の業務等を対象とする手当についても、併せて点検します。 ・ 点検結果を踏まえ、必要に応じ制度改正を実施します。</p> <p>【成果目標】</p> <p>1 制度導入に併せて設定</p> <p>4 各手当の点検作業と併行して制度改正の要否等の検討を進め、平成20年度までに、順次必要な制度改正を実施します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新人事制度の導入		検討・試行	本格実施			
勤務実績の給与処遇への反映						
特殊勤務手当の総点検の実施 他の特定業務等手当の点検の実施						
点検結果の検討及び制度改正の実施						
備考						

取組みの状況

平成21年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 新人事制度の導入 【計画どおり実施】
7～8月 新たに管理職に就いた職員等を対象に、人事評価研修会を開催した。
また、本庁副課長・出先総務担当次長等を対象に、方部別に「新たな人事評価制度」の試行に関する説明会を開催した。
9月～3月 主査キャップ以上の職員を対象に、新たな人事評価制度の試行を実施した。
- 2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 【計画どおり実施】
平成19年度及び平成20年度の特種勤務手当の見直し実施後（32手当 29手当）においても、引き続き社会経済情勢の変化等を踏まえながら給与の適正化に向けて検討を進めた。
- 3 その他の取組み 【計画どおり実施】
 - (1) 多様な人材の確保
看護職を選考試験に移行し、必要に応じたより柔軟な採用を可能とした。
 - (2) 柔軟な勤務形態の検討
子育て等の事情に応じた勤務形態について、引き続き検討を進めた。
なお、子育て休暇について、子の人数にかかわらず7日までであったものを、対象となる子が2人以上いる場合、10日まで取得できることとした。（22.4.1から施行）

成果目標に対する効果

新たな人事評価制度の試行の対象者を拡大して実施したことにより、より多くの職員が、制度の目的・内容を理解するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（H22.6施行）に対応した制度改正を検討するなど、公務能率の向上に向けた取組みを着実に進めた。

今後の取組み

平成22年度取組項目

- 1 新人事制度の導入
昨年度に実施した主査キャップ以上を対象とした試行の結果を踏まえ、対象者のさらなる拡大について検討し、試行を実施する。
また、新たに管理職に就いた職員等を対象とした研修会、試行参加者を対象とした説明会を実施し、制度に関する認識を高めるなど、本格実施に向けた取組みを着実に進める。
なお、勤務実績を適正に給与処遇へ反映させるための方法について、試行の結果を踏まえながら実施に向けた検討を進めていく。
- 2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施
給与の適正化に向け、随時必要な見直しを行うこととする。
- 3 その他の取組み
多様な人材の確保及び柔軟な勤務形態については、その必要に応じて引き続き実施又は検討していく。

22年度成果目標

上記取組項目を着実に推進することにより、引き続き公務能率の向上に向けて取り組んでいく。

推進項目	- 2 新たな改革の推進					
取組項目	(2) 第三セクターの見直し	中心となる領域等				
		人事領域・各部局				
取組の内容						
<p>公益法人制度改革の動き、指定管理者制度導入やアウトソーシング推進等による行政サービスの民間開放等の環境変化を踏まえ、次により、第三セクターの主体性を尊重しながら統一的な視点に立った見直しを行います。</p> <p>見直しの手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 「見直しの対象」の決定 ... 見直しの対象とする第三セクターを決定します。 「見直しの方向性」の決定 ... 対象第三セクターごとに、見直しの方向性を決定します。 「見直し工程表」の作成 ... 対象第三セクターごとに、見直しの工程表を決定します。 見直しの実行・進行管理 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>第三セクター（平成18年3月31日現在：116法人） 本県が出資又は出捐をしている民法、商法又は特別法に基づく法人。 ただし、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象としている21法人については、- 1 - (8)のとおり別途見直しを進めていることから、この見直しからは除く。 民法法人：73法人 商法法人：30法人 特別法法人：13法人</p> </div> <p>【成果目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「見直しの対象」の決定 : 平成18年5月末 「見直しの方向性」の決定 : 平成18年7月末 「見直し工程表」の作成 : 平成18年9月末 見直しの進行管理 : 「行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会」で進行管理を行い、毎年度終了後に結果公表 						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	見直し工程表策定	→				
	見直しの実行・進行管理	→				
備考						

取組みの状況

平成 2 1 年度取組状況及び成果目標に対する効果等

1 見直しの実行・進行管理

平成 2 1 年 3 月に修正した「第三セクター見直しに関する実行計画」に基づき、各法人において、必要な取組みを行った。

【実行計画における類型】

類型 A：主体的・自立的な法人運営のあり方を検討する法人
 類型 B：設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における県の助言などを行う法人

< 類型 A >

団体名	見直しの方向性
(社)福島県私学振興基金協会	他団体への事務局移管の検討
(財)福島県総合社会福祉基金	他団体への事務局移管の検討
(財)郡山地域テクノポリス推進機構	現計画の総括と今後の財団の在り方の検討
(財)ふくしま科学振興協会	法人の主体的・自立的運営の促進

< 類型 B >

団体名	見直しの方向性	
(株)日本フットボールヴィレッジ	経営の改善に向けて助言する必要がある。	
阿武隈急行(株)	確実な経営健全化計画の実行を踏まえながら、地域交通の維持・確保の観点から沿線市町村等の関係機関と連携し適切な支援を行うなど引き続き関与が必要である。	
会津鉄道(株)		
野岩鉄道(株)		
福島空港ビル(株)	JAL 撤退など厳しい経営環境へ対応するため、県の空港政策の一環として積極的な関与が必要である。	
経営改善計画等の進捗について助言する法人	(株)福島県食肉流通センター	次期経営活性化 5 年計画の進捗について引き続き助言する必要がある。
	福島県漁業信用基金協会	経営改善計画の進捗について引き続き助言が必要である。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

各法人において、実行計画に基づき必要な取組みを行った。

今後の取組み

平成 2 2 年度取組項目

見直しの実行・進行管理

平成 2 1 年 3 月に修正した「第三セクター見直しに関する実行計画」に基づき、公社等見直し部会において、取組の進捗状況等の進行管理を行うとともに結果を公表し、また、必要に応じて実行計画の修正を行う。

うつくしま行財政改革大綱 中心となる担当課等一覧

大綱の項目	中心となる課等	中心となる領域等 (大綱上の記載)
県民等との連携・協働		
1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり		
(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築	各地方振興局 各出先機関 市町村行政課 文書法務課	各地方振興局 各出先機関 市町村領域 文書管財領域
(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	行政経営課	人事領域
(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	職員研修課	人事領域
(4) 成果重視型事業展開	行政経営課 総合計画課	人事領域 企画調整総務領域
(5) 地域に役立つ研究開発の推進	各部局 各試験研究機関	各部局 各試験研究機関
(6) 戦略的広報の推進	広報課	知事公室
(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進	行政経営課 各部局	人事領域 各部局
(8) 分権宣言進化プログラムの定着化	市町村行政課 行政経営課 各地方振興局 文化振興課 広報課	市町村領域 人事領域 各地方振興局 県民環境総務領域 知事直轄
(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進	行政経営課 企画調整課 地域振興課	人事領域 企画調整総務領域 地域づくり領域
2 県民参画領域の拡大		
(1) 県民運動の推進	文化振興課	県民環境総務領域
(2) ボランティア・NPOとの協働推進	文化振興課 社会福祉課	県民環境総務領域 生活福祉領域
(3) 具体の計画策定等への県民参画	行政経営課 各部局 各地方振興局	人事領域 各部局 各地方振興局
(4) アウトソーシングの着実な推進	行政経営課	人事領域
(5) 福島県版市場化テスト(官民競争入札制度)の検討	行政経営課	人事領域
(6) ノーアクションレター制度(法令適用事前確認手続)導入の検討	行政経営課	人事領域
(7) 「自治宣言」の検討・提唱	行政経営課 市町村行政課	人事領域 市町村領域
市町村との分担・連携		
1 連携・協働の推進		
(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言	行政経営課 市町村行政課 各地方振興局	人事領域 市町村領域 各地方振興局
(2) 市町村と県の業務連携システムの構築	行政経営課 市町村行政課 地域振興課 各地方振興局	人事領域 市町村領域 地域づくり領域 各地方振興局
(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立	行政経営課 市町村行政課	人事領域 市町村領域
(4) 市町村が策定する計画等への支援	行政経営課 市町村行政課	人事領域

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援		
(1) オーダーメイド権限移譲の実施	行政経営課 市町村行政課 各部局	人事領域 市町村領域 財務領域 各部局
(2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実	市町村行政課 文書法務課	市町村領域 文書管財領域
(3) 市町村行政支援プランに基づく支援	市町村行政課	市町村領域
(4) 市町村合併支援プランに基づく支援	市町村行政課	市町村領域
行財政システムの確立		
1 これまでの改革成果の発揮		
(1) 健全で柔軟な財政構造の確立	財政課	財務領域
(2) 政策評価制度の機能向上	総合計画課	企画調整総務領域
(3) F・F型行政組織深化に向けた取組み	行政経営課	人事領域
(4) ITを活用した業務改革の推進	職員業務課 情報システム課	人事領域 情報統計領域
(5) 分権型社会を担う人材育成のための研修	職員研修課	人事領域
(6) 県立病院改革の推進	病院局 行政経営課	病院局 人事領域
(7) 企業局事業の見直し	企業局 行政経営課	企業局 人事領域
(8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築	行政経営課 各部局	人事領域 各部局
(9) 県立社会福祉施設の見直し	保健福祉総務課 社会福祉課 高齢福祉課 児童家庭課 子育て支援課 障がい福祉課	保健福祉総務領域 生活福祉領域 自立支援領域
(10) 定員の削減	行政経営課 病院局 教育総務課 警務課ほか	人事領域 病院局 教育総務領域 警務教養課ほか
2 新たな改革の推進		
(1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり	職員研修課 人事課	人事領域
(2) 第三セクターの見直し	行政経営課 各部局	人事領域 各部局